

第 5 号

(9月26日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第5号

令和7年9月26日(金曜日)

議事日程 第5号

令和7年9月26日(金曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで)
- 知事提出議案の上程(第58号)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで及び第58号)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第59号から第61号まで)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(46人)

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん

立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西聖一君
山口 裕君
渕上 陽一君

坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川收君

欠席議員氏名(1人)

増永慎一郎君

説明のため出席した者の職氏名

知事木村敬君
副知事竹内信義君
副知事亀崎直隆君
知事公室長深川元樹君
総務部長千田真寿君
企画振興部長富永隼行君
理事事阪本清貴君
理事府高隆君
健康福祉部長下山薰さん
環境生活部長清田克弘君
商工労働部長上田哲也君
観光文化部長脇俊也君
農林水産部長中島豪君
理事事間宮将大君
土木部長菰田武志君
会計管理者野中眞治君
企業局長久原美樹子さん
病院事業管理者鍼本亮太君
職務代理者
教育長越猪浩樹君
警察本部長佐藤昭一君
人事委員会長城内智昭君
監査委員小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長波村多門
事務局次長兼総務課長鈴和幸
議事課長下崎浩一
議事課長補佐岡部康夫

午前10時開議

○副議長(緒方勇二君) これより本日の会議を開きます。

就任挨拶

○副議長(緒方勇二君) まず、昨日付で就任されました鍼本病院事業管理者職務代理者から挨拶の申出があっておりますので、この際、これを許します。

病院事業管理者職務代理者鍼本亮太君。

[病院事業管理者職務代理者鍼本亮太君登壇]

○病院事業管理者職務代理者(鍼本亮太君) 本日から病院事業管理者の職務代理者を務めることになりました健康福祉部の鍼本と申します。本県の病院事業の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

日程第1 一般質問

○副議長(緒方勇二君) 次に、日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

池永幸生君。

[池永幸生君登壇] (拍手)

○池永幸生君 おはようございます。自由民主党・合志市選出・池永です。

議会一般質問の最終日になりました。議員の皆様、執行部の皆様にはお疲れと存じますが、しば

らくお付き合いいただきます。

8月の豪雨災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々に哀悼の意をささげたいと思います。

暑かった夏もそろそろ終わりに近づき、朝夕はしのぎやすい秋の訪れとなっていました。多岐にわたる質問を企画しましたので、知事、執行部の方々には熱い答弁と簡潔な御答弁をお願いして質問に入れます。

まず、サイエンスパークのこれからビジョンについて質問します。

合志市を含む菊池地域は、文化や歴史、人的交流の結びが強い地域であり、特に歴史については重大な意味を持っていたと考えられます。

そのような中、菊池市と合志市は、4市町、2町での合併から20年を迎えました。合併を主体的に進めた熊本県としては、新市建設計画による県が推進する事業を含め、次の時代に向かうためにも、効果や検証が必要ではないかと思われます。

平成の合併から令和に移り、菊池地域は大きな変革の時代を迎えています。人口増加に加え、半導体関連事業をはじめとした様々な事業の集積や、これまで以上の渋滞対策、既存道路の維持補修、小中学校教室数の不足と大規模化、投資的不動産の購入による地域生活の困難事例など、これまでの経験では考えられないようなスピードでの対応が行政には求められています。

また、本年3月に策定されたくまもとサイエンスパーク推進ビジョンは、県内全域における経済の成長や実現につなげるため、くまもと半導体産業推進ビジョンや新大空港構想と並び、産業振興施策の柱となるものです。

くまもと半導体産業推進ビジョンでは、県が目指す姿として、半導体サプライチェーンの強靭化、安定した半導体人材の確保、育成、半導体イ

ノベーションエコシステム構築の3点を方針に挙げています。

新大空港構想では、交通ネットワークの構築、産業力の強化、人材を引きつけるクオリティーアンの創造、水と緑とエネルギーの共生などが提言されています。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンは、それらのビジョンや構想で示した本県が目指す理想の姿を実現するため、有効な施策として、台湾のサイエンスパークを参考事例とし、自然環境と調和した、さらによい、熊本に合った形のサイエンスパークの具体化を目指し、策定されたものと認識しています。

その中では、セミコンテクノパークの周辺地域がサイエンスパークの機能を担う地域となり、今後も企業集積や拠点整備、職住適地となることもうたわれています。

一方、農地、農家の営農を継続することも非常に大事であり、市街化調整区域も含み、優良農地が一団となる地域でもあり、本ビジョンの実現のために、知事を先頭に、全庁横断的に課題解決に向けていくことも大事と考えます。

菊池地域には、国や県の農業研究機関が立地し、先端技術の研究も盛んに行われています。農地の減少をサイエンスの力でカバーすることはできないか、そのため、サイエンスパークエリアにおいて、農業研究、農業支援機器の開発やスマート農業を含めた取組も重要と考えます。

こうした取組を実現するための受皿となるのが、ビジョンにも掲げられている産学官連携拠点となるイノベーション創発エリアです。そして、そのエリアの維持管理、運営を実施するパークマネジメント法人の役割も重要であると考えています。

現在、それらを担う事業推進パートナーの公募

中であります。イノベーション創発エリアを目指す姿、また、パークマネジメント法人に期待する役割について、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 池永議員からサイエンスパークについて御質問いただきました。

イノベーション創発エリアとパークマネジメント法人についてお答えいたします。

くまもとサイエンスパークは、ビジョンにお示ししているとおり、必要な機能を複数の拠点で分担する分散型サイエンスパークを目指しております。

その中でも、イノベーション創発エリアは、分散型サイエンスパークの中核となるエリアとして、企業や大学、研究機関が集い、新たな価値を生み出す产学研官連携の拠点となることを期待しております。

一方で、議員も御指摘のとおり、セミコンテクノパーク周辺の地域は県内でも有数の農業地帯であり、農畜産業との両立、調和も必要でございます。そのため、ビジョンにおいては、产学連携のモデルの一つとして、スマート農業の実装による農産物の収益力向上も掲げております。

この場所で創出された新技術の社会実装を促進していくことで、熊本の農畜産業が抱える課題を解決して、そしてまた、稼げる農業の実現を通じて、農畜産業の営農継続にも寄与するものと考えております。

また、パークマネジメント法人につきましては、台湾のサイエンスパーク管理局を参考としておりまして、イノベーション創発エリアの維持管理、運営を担うことを想定しております。

具体的には、イノベーション創発エリアにおける产学研官連携の促進、また、開発許可をはじめとする各種行政手続に対するサポートなど、進出

企業等へのワンストップサービスの提供を期待しております。

現在、くまもとサイエンスパークの実現に向けて、県と連携して事業を推進する民間事業者を公募しているところでございます。

今後、民間事業者の優れたノウハウを最大限活用して、イノベーション創発エリアの整備とパークマネジメント法人の設立に向けて、具体的な取組を展開していきたいと考えております。

県としては、イノベーション創発エリアを含めたサイエンスパークの各拠点が、有機的につながり、相乗効果を生み出していくことが重要であると考えております。各自治体の生活、住環境の整備が円滑に進むとともに、しっかりと周辺自治体の後押しをしていきたいと思います。

引き続き、周辺自治体をはじめとする関係者の皆様と連携しながら、具体的なくまもとサイエンスパークの姿が一日でも早くお示しできるよう取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 あくまでも民間開発意欲が各自治体の都市計画に委ねるかを再検討いただきたいと切望します。

次に、セミコンテクノパークから西側の渋滞対策についてお尋ねします。

セミコンテクノパーク周辺の道路整備については、先日、内野議員の代表質問で、中九州横断道路や県道大津植木線の多車線化などの取組状況について答弁がありましたが、サイエンスパークの実現に向けて、企業集積や研究機関の誘致が進むと、さらなる交通需要の増加が懸念されます。

また、ビジョンにおいて、我が合志市の御代志土地区画整理事業区域は、生活、住環境としての分散型の拠点の一つと想定されており、中核となるセミコンテクノパーク近隣エリアとのアクセス

強化に効果のある大津西合志線や中九州横断道路の西合志インターチェンジとつながる国道387号の整備が必要と考えます。

そこで、セミコンテクノパークから西側に位置する合志市での道路整備の進捗や今後の取組について、土木部長にお尋ねします。

最後に、公共交通機関への通勤手段のシフトについてお尋ねします。

交通渋滞の解消に向けては、道路整備だけではなく、本県における自動車への依存度が高い現状を変えていく必要があります。

公共交通の利用による移動手段について、熊本市内方面からセミコン周辺に通勤する場合を考えると、JR豊肥本線や熊本電気鉄道を利用することになります。

JR原水駅とセミコンを結ぶセミコン通勤バスなども運行されていますが、渋滞解消を目指すためには、さらなる取組の充実が必要ではないでしょうか。

また、私は、令和5年9月定例会において、御代志駅からセミコン周辺までのバス路線を設けることを提案しました。その際に、企画振興部長より、運行の可能性を探ってまいりとの前向きな答弁をいただきました。実際に、今年2月には、御代志駅からセミコンまでのバスの実証運行も行われたと聞いています。

そこで質問します。

御代志駅からテクノパークまでのバスの実証運行の結果を県としてどのように受け止めているのか、また、通勤時において、車から公共交通機関へのシフトを図るためどのような取組を進めているのかを企画振興部長にお尋ねします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) セミコンテクノパークから西側の渋滞対策についてお答えします。

合志市では、企業の集積や沿道開発の進展に伴い、慢性的な渋滞が発生しており、その改善が重要な課題であると認識しています。

そのため、車の流れをよくする取組として、合志市においては、9か所に上る交差点改良や3か所のバスベイの設置を、おおむね3年以内に効果を発揮する短期対策として掲げ、重点的に推進しています。

具体的には、県道大津西合志線の豊岡交差点や福原交差点では、右折レーンの延伸により滞留長の減少効果を見込んでいます。また、国道387号に設置した再春医療センター前のバスベイでは、後続車両の流れがよくなるなど、混雑緩和の効果が現れています。

さらに、中期的な対策である国道387号の須屋工区については、九州縦貫自動車道との立体交差部の拡幅を含む4車線化に取り組んでおり、これまで、技術的な課題の解決に向けて、NECOCO西日本と施工条件や工法などの協議を重ねてきたところです。

現在、警察との交差点協議を進めているところであり、今後、合志市と連携して速やかに地元説明会を開催するなど、本格的な事業展開に向けて準備を進めてまいります。

また、年内の開通を予定している県道大津植木線の辻久保バイパスにつきましては、既に開通している東側区間と併せて、主要渋滞箇所である辻久保交差点の渋滞緩和や合志市北西部における移動時間の短縮効果を見込んでいます。

県としましては、これらの取組により段階的かつ着実に効果を発揮させるとともに、今後の交通需要の変化に対応するため、将来の基幹的な道路網を構成する国道387号や大津西合志線の整備を含め、引き続き、合志市における渋滞対策にしっかりと取り組んでまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、御代志駅からセミコンテクノパークまでのバスの実証運行についてお答えします。

本年2月に、通勤バスの新たなルート運行の可能性を探るため、県や合志市などが参画する合志市内通勤バス導入検討会による御代志駅からセミコンテクノパークを結ぶバスの実証運行が1か月間にわたって行われました。

朝5便、夕方6便の運行でしたが、期待していた電車からの乗換え利用は3割程度となり、利用者は1日平均で約26人と伸び悩みました。

また、アンケート結果では、運行距離が長く、それに伴い通勤時間も長くなることや自宅からバス停までが離れているなどの意見をいたたくなど、課題があると認識しています。

今後は、地元合志市とともに、公共交通利用に係る利用者のニーズ把握等をさらに進め、より利用が見込める運行形態を探ってまいります。

次に、公共交通機関へのシフトの取組についてお答えします。

公共交通機関へ転換を図るためにには、公共交通の利便性の向上が不可欠です。そのため、JR豊肥本線の輸送力強化を推進するとともに、原水駅、肥後大津駅からの通勤バスの運行支援などに取り組んでまいりました。

具体的には、JR九州に対して豊肥本線の輸送力強化を促すための要望を行うとともに、今年7月には、県や沿線自治体による豊肥本線輸送力強化促進協議会を設立し、豊肥本線の輸送力強化に向けて、関係者が連携して取り組む体制を構築しました。

また、原水駅とセミコンテクノパーク周辺を結ぶセミコン通勤バスについては、利用者の増加に伴い、今年4月に朝夕の時間帯における増便が行

われ、5月からは昼便の実証運行も始まっています。

さらに、令和6年10月から実証運行を始めた肥後大津駅と本田技研工業株式会社を結ぶ通勤バスについても、利用者が増加し、通勤手段として定着してきています。

加えて、この10月からは、今年度創設した県の補助制度を活用して、新たに大津町からセミコンテクノパーク方面への通勤バスの実証運行が開始される予定であり、さらなる利便性向上につながることが期待されます。

今後も、関係市町や交通事業者等と連携を密にし、需要に応じた柔軟な通勤バスの運行やJR九州への要望活動等を通じて公共交通機関の利便性向上を図り、車から公共交通へのシフトを後押ししてまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 土木部長よりありがたい答弁をいただきました。

朝や夕方に387号線においては工事がなされていることは百も承知でしたが、それでもやはり、時間帯によりますが、渋滞の波は衰えず、むしろ最近は増えた感があります。

私が住んでいます須屋区において、前にもこの場で質問しておりますとおり、4車線化も着実に進んでいることには感謝申し上げます。

質問の中での通勤時の車から公共交通機関へのシフトを図るための取組について、再度検討していただきたいと要望いたします。

また、企画部長より交通機関への通勤手段について答弁いただきました。

課題も分かってきたと思います。これからも県の補助制度を活用して通勤バスの実証実験がスムーズに開始されるよう、強く要望いたします。

補助制度によると、大津町からもセミコン方面

への実証運行が開始されると聞きます。さらなる利便性の向上が期待されます。

次に、最低賃金に対する知事の受け止めと県の支援策について伺います。

最低賃金1,034円に対する知事の受け止めと県の支援策についてお尋ねします。

御承知のとおり、令和7年度の熊本県最低賃金は、最終的に、9月22日に熊本中央最低賃金審議会から熊本労働局長への答申がなされ、過去最大となる82円、8.6%アップの1,034円、発効日も、従来の10月からではなく、来年1月1日から適用されることとなりました。

これは、中央最低賃金審議会が示したCランクの目安額60円にプラス18円という額であり、初めて1,000円の大台突破とともに、全国最大の上げ幅という大きいインパクトを与えるものとなりました。

また、全国でも軒並み目安額を上回る答申がなされ、特に、Cランクでは、少ないところでも7円、最高では本県の18円上乗せなど、隣県や同ランクの県を意識したアップ額となっていると感じております。

大幅な最低賃金のアップは、労働者側から恐らく大歓迎されるものの、長引く原材料の高騰や物価の上昇、さらに、大幅な賃金上昇により、利益が上がっていない状況の中、多くの事業者の方が大変厳しいと受け止めざるを得ないと推察されるところです。

加えて、本県では、8月の記録的大雨で被災を受けた中小企業、小規模事業者も数多くおられます。復旧に係る経費のほか、大幅な最低賃金のアップは、非常に大きく影響し、復旧意欲に水を差すのではないかと危惧しているところです。

この最低賃金の大幅な上昇については、一過性のものではなく、政府は2020年代までに全国平均

を1,500円とする目標を掲げており、この目標達成のためには、毎年度7.3%ほどの引き上げが必要となります。

熊本県においては、近年は全国平均を上回るペースで引き上げられ、一昨年は45円、昨年度は54円、そして今年度は82円のアップとなりましたが、これをさらに政府目標に向けて大きく引き上げていくことは、事業者にとって並大抵の努力では済みきれないと思います。

また、最低賃金のアップは、パートやアルバイトのみならず、常勤職員の給与へも大きな影響を与えます。政府目標を達成するためには、全国と熊本との地域差を加味しても、県内の経済団体の試算で月額22万円程度まで引き上げなければならないということです。

加えて、これと連動して、若手職員を中心に、ほかの社員の給料も上げる必要があることから、中小企業、小規模事業者にとっては死活問題と言わざるを得ません。最悪の場合、倒産という痛ましい事態となることを危惧しております。

今年4月に熊本県商工会連合会が公表した経営への影響調査では、昨年度の最低賃金952円に対する受け止めを問われたところ、3分の2の事業者が負担となっているとの回答でした。

また、政府目標の1,500円については、ちょうど半数が不可能だと答え、1,500円に引き上げた場合での影響については、2割の方が廃業、休業等の検討と答えられております。このまま政府目標に向かって大幅なアップが続くとどのようになるかと、私も経営者の一人として大きな不安を抱くところです。

そもそも最低賃金制度は、労働者の生活保障のためのセーフティーネットとして、赤字企業も含め、強制力を持って運用されたものであり、最低賃金法では、生計費、賃金、企業の支払い能力の

3要素を考慮して決定することになっています。

ただ、今回の最低賃金の審議に当たっては、政府目標の2020年代での1,500円をかなり強く意識されたもので、ある意味政府主導ではなかったのかという感想を持ちました。

現に、国の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合、政府の補助金における重点的な支援を行うことや交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しするという方針が示されるとともに、担当大臣が幾つかの県知事のところに直接訪問し、働きかけもあったとのことです。また、それに応えるように、一部の知事が事業者支援の姿勢を早々に打ち出されました。

さらに、最低賃金が低いCランクの県を中心に、近隣県との差異や最低賃金の汚名を免れることを意識した過当な競争が行われるなど、事業者そつちのけで論議が進んでいたように感じております。

さらに、医療関係や介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育所等の社会福祉施設等は、診療報酬や介護報酬の公定価格により運営されているため、急激な最低賃金の上昇に対して、柔軟な対応ができにくい業種、業界です。これでは、安全、安心で質の高い医療や福祉サービスの提供に影響を及ぼしかねません。

そこで、木村知事は、今年度の熊本県の最低賃金、最終1,034円をどのように受け止めておられるのかをお尋ねしたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

最低賃金につきましては、去る9月4日の熊本地方最低賃金審議会の答申に対しまして、労働者側、使用者側各団体から異議申立てがなされておりました。そして、9月22日に審議会が開催されましたが、最終的には、答申内容に変わりはな

く、現行の952円から82円引上げとなる1,034円、発効日は、令和8年、来年の1月1日とすることで、熊本労働局長により決定がなされました。

今回の答申は、公益、労働者、使用者それぞれの代表によりまして、最低賃金法に基づく3要素でもあります、議員も御指摘いただきました、労働者の生計費、賃金並びに企業の賃金支払い能力を考慮されたものでございます。

公益委員の見解は、まず、労働者の生計費との関連が高い消費者物価のうち、食料費の増加率や、国の方針である実質賃金1%程度上昇という点に着目されました。その上で、価格転嫁や生産性向上が十分にできていない事業者の存在や8月の大雪被害の影響などを踏まえたものと伺っております。

なお、私に対して担当大臣からの直接の働きかけはないものの、私が定例記者会見でも述べておりますとおり、審議会の議論に知事が口を出すべきではない、そして、公労使の代表による審議会での議論の結果を尊重すべきと私は考えております。

結果として、全国最大の引上げ幅となったことにつきましては、若者の人材流出防止につながると思われる一方で、特に、中小企業、小規模事業者の皆様方にとって、その経営判断に大きな影響をもたらすものであると受け止めております。

私は、賃上げというものは、企業が利益を出し、賃上げの原資を確保できることが大前提であり、そのためには、生産性の向上などによる経営基盤の強化、そして適正な価格転嫁が進んでいくことが重要であると考えております。

国では、既に、中小企業の設備投資などに係る費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象事業者の拡大などを実施しております。また、中央審議会が示す目安額を超える最低賃金の

引上げ幅となった都道府県に対しては、交付金などでの支援を行うとしております。

県としましては、従来から、商工団体と連携して、収益性の確保や人材不足といった企業が抱える個々の経営課題に応じた専門家の派遣や経営指導員による伴走型の支援、これを実施しております。

また、本年4月には、生産性向上のために、国や県の補助金を活用する事業者の自己負担を1割にまで軽減する上乗せの補助も開始したところでございます。

加えて、適正な価格転嫁のため、経済団体などの協力の上で、SNS広告やポスター掲示などの広報により一般消費者への理解促進を図るとともに、経営者を対象とした価格転嫁の手法を学ぶセミナーを開催することとしております。

今後、国の新しい支援事業を注視したいと思います。そして、商工団体などと緊密に連携しながら、中小企業、小規模事業者の方々の不安をしっかりと受け止めて、企業が利益を出し、賃上げの原資を確保できるよう、生産性の向上や価格転嫁等の取組を力強く支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 今回のような大幅な引上げに対しましては、中小企業、小規模事業者の生産性向上を進めるなど、経営基盤を強くする取組への支援強化が必要と考えます。政府も、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすると示されておりますが、熊本県においては、どのような事業者支援を考えておられるのか。

次に、子供を取り巻く問題について。

不登校児童生徒への支援について伺います。

昨年11月の地元紙に、小中学校の不登校児童生徒が過去最多となったとの記事が記載されました。

文部科学省の定義によれば、病気やけが、または経済的理由がなく、1年間で30日以上欠席することを不登校としています。

調査の結果、全国で不登校の子供たちは34万人を超える、11年連続で増え続け、熊本県では5,848人とのことです。

不登校の要因として、新型コロナ感染症による登校意欲の低下、友達関係、勉強が分からぬなど、特別な配慮が必要な児童生徒への支援に課題が残されており、中には無理して学校に行かせる必要がないと考える保護者が増えたとも言われています。

23年に、文部科学省は、総合的な方針を公表しました。空き教室を利用した校内教育支援センターや学びの多様化学校と言われる、いわゆる不登校特例校などの設置を進めていると聞きます。

インターネットの仮想空間メタバースに学校をつくり、児童生徒が分身であるアバターをつくり、仮想空間の中で同様のほかのアバターの子供たちと交わり、社交性を築いていくというシステムもありました。

また、一部自治体では、フリースクールの利用料を助成する取組も行われているとのことです。

しかし、これら受皿の確保だけではなく、不登校の児童生徒たちが安心して過ごせる環境づくりが必要ではないでしょうか。県教育委員会の行っている不登校支援について、教育長に伺います。

次に、ヤングケアラーの支援についてお尋ねします。

ヤングケアラーとは、子供や若者が、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話をする役割を過度に果たしていることを示します。彼らは、

親、兄弟姉妹、祖父母、または近親者の面倒を見たり、支援を提供したりすることが求められます。

2020年に厚生労働省と文部科学省が中学生と高校生を対象に実施した初の全国調査によると、中学生の約5.7%がヤングケアラーである可能性があります。高校生では4.1%とされます。2021年度の追加調査結果では、さらに小学生にもヤングケアラーが存在することが確認されています。特に、小学校高学年の約6%程度が該当するとされています。

上記データを基に、全国の中高生全体の約4～6%がヤングケアラーであると考えられており、その人数は数十万人規模に達する可能性があります。加えて、小学生や20代前半の若者も含めれば、さらに多くの人数が該当すると見られます。

そのパーセンテージを熊本県内の小学生から高校生までの児童生徒約18万人に当てると、合計で9,000人ほどがヤングケアラーである可能性があります。熊本県では、高齢化が進んでいるので、それ以上の数字が見込めるかもしれません。

ヤングケアラーが直面する問題は多岐にわたります。

1つ目に、学業への影響があります。

ヤングケアラーは、家族の世話などのために過度に時間とエネルギーを割かなければならず、学校への出席や宿題の提出に影響を受け、これにより学業の成績が低下し、将来の教育や職業の機会に影響を及ぼす可能性があります。

2つ目に、社会的な孤立の問題です。

ヤングケアラーは、自分自身の苦境や責任により、同年代の友人と交流や社交活動に参加する機会が制限される場合があり、これにより彼らは孤立感を経験し、心理的なストレスを抱えることがあります。

3つ目に、身体的、精神的な健康の問題です。

長時間にわたる責任やストレスにより、ヤングケアラーは、身体的な健康問題や精神的な不安や鬱病に苦しむことがあります。自分のニーズや感情を無視してまで家族のケアに専念することは、彼らの健康に大きな影響を及ぼす可能性があります。

最後に、支援に関する問題です。

ヤングケアラーの存在や彼らが抱える問題についての認識や理解が不十分で、適切なサポートを提供する体制が整っていないことがあります。彼らが必要とする情報やリソースにアクセスできないことがあります。彼らの声に耳を傾け、どのような支援があれば助けとなるかを聞き出し、フォローすることによってヤングケアラーの負担を軽減することが必要だと考えます。

こども家庭庁の推し進める、省庁や地方自治体が連携し、子供、若者の意見を聞き、政策に反映させるという「こどもまんなか社会」熊本県では、それを「こどもまんなか熊本」として推進しておられますが、現在、県では、ヤングケアラーの取組としてどのような施策が取られているのかを、実情、課題、また、解決策等について、健康福祉部長に見解を求めます。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、不登校児童生徒に対し、様々な支援を行っています。

まず、学校には登校できるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒については、校内の別室で学習等が可能となる校内教育支援センターを設置する市町村への支援を行っています。

また、自宅等から外に出ることはできるが、学校には登校できない児童生徒については、市町村教育委員会が学校以外の場所に設置している教育支援センターや民間団体等が設置しているフリー

スクールなどがその支援場所となっています。

そこで、県教育委員会では、これらの関連機関との連絡協議会を毎年実施し、不登校児童生徒への適切な支援や学びの保障等について、指導、助言を行っているところです。

さらに、本年10月からは、主に家庭等で大半を過ごしている児童生徒への支援として、オンライン教育支援センターを開設し、5市町村において試行することとしています。

一方、議員御指摘のとおり、不登校の児童生徒が安心して過ごせる環境づくりについても大切であると認識しています。

文部科学省委託事業の調査研究によると、不登校のきっかけ要因について、教職員への反抗、反発と答えた割合は、教師が3.5%、不登校児童生徒が35.9%と、回答にずれが生じた結果となっています。

さらに、国の誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランでは、学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データが紹介されています。

これらのこと踏まえ、県教育委員会では、不登校の未然防止対策として、アンケート等を活用し、学校の風土や雰囲気見える化する取組とともに、より効果的な教職員研修に取り組んでいるところです。

今後とも、大切な児童生徒一人一人の状況に寄り添いながら、誰一人取り残されることのない学びの保障の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薰さん) ヤングケアラーについては、議員御指摘のとおり、家族の介護など、年齢に合わない過度な負担や子供として必要な時間を持てないことにより、心身の健やかな成

長や学業などに大きな支障が生じるおそれがあり、重大な問題であると認識しています。

国の調査を踏まえ、本県でも、令和3年度と4年度に、小学生から大学生を対象とする実態調査を行いました。

この調査において、自分がヤングケアラーに当たるとの回答が1.2%～2%あり、本県でも、ヤングケアラーが一定数存在すること、そして、その多くが、自分の置かれている状況や困り事を誰にも相談した経験がないという課題が明らかになりました。

これを踏まえ、県では、令和4年7月にヤングケアラー相談支援センターを開設し、本年8月末までに延べ794件の相談に対応してまいりました。

ヤングケアラーは、自らが置かれた環境を当たり前のものと認識していることが多いため、コーディネーターが自ら地域や学校を訪問し、相談窓口の周知や出張相談会の開催など、本人に直接つながるための取組を実施しています。

さらに、家族の介護、その他の日常生活の世話を過度に行っている子供の存在に、周りの大人が気づき、支援につなげられるよう、福祉や教育関係者を対象とした研修会を開催するなど、早期発見に向けた取組も行っています。

このような子供の支援に向けては、家庭内の問題に立ち入ることになるため、本人だけでなく、家族の思いなどにも配慮して調整を進める必要があります。

このため、センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ専門のコーディネーターが、家庭の状況や支援についての意向などを丁寧に確認しながら、適切な福祉サービスにつなぐなどの対応を行っています。また、支援を実施する機関との協議などにも参加し、より踏み込んだ支

援を行っています。

今後も、誰一人取り残さない社会、そして、子供、若者がきらきら輝くこどもまんなか熊本の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラー支援にしっかりと取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 私が申し上げました校内教育支援センターやオンライン教育支援センターの設置支援自治体においての試行がされるとのお答えをいただきましたが、児童生徒において最もよりよい方法と思われますが、現状やその様子も知りたいところです。学校風土や環境整備などの取組もしているとのお答えをいただき、安心しました。少しでも不登校の児童生徒がなくなることを願います。

ヤングケアラーについては、ただいま国勢調査が行われている真っ最中でありますが、調査員の方々も大変御苦労されているように聞いております。その中でも、少しでもヤングケアラーの現状を把握でき、手厚い支援ができればと願うばかりです。誰一人取り残されない社会に向けて、国の宝である子供、若者に寄り添って、豊かな生活の実現を希望します。

私も、ヤングケアラーの経験者でございます。幼いときに親が離婚しまして、ばあちゃんっ子で育って、そのばあちゃんが寝たきりの脳卒中だったんですね。その世話をするために、やっぱり右半分が利かない状態で、本当にやっぱり子供ながらに何でこんな生活をするんだろうか、そんな思いを強く持っていました。やはりヤングケアラーを一掃するような施策をするべきではなかろうかなと思っております。

最後になります。

若者をむしばむ大麻汚染について。

数か月前の新聞に、某大学の体育部での大麻汚染が報じられていました。O Bの中には日本一になられた方も在籍されており、私のおいっ子も高校から在籍し、練習は名の通ったスバルタだったと聞いています。その強豪であった大学が大麻汚染されていたことに、考えられないほどのショックを受けました。

大麻汚染は、恐らく熊本でも広がりを見せていくと思われます。体をむしばむ大麻、大きな事件を引き起こすかもしれない心配の種であるこの問題を、今取り上げ、早期に解決していただきたいと思います。

若者が体をむしばむ薬物に手を染めるのは、最初は興味半分、または知り合いに勧められてなど、ありとあらゆる誘いで手を染め、そして、いつの間にか常習者となり、身を引くことができないようになっていくのではないかと心配でなりません。

そこで、現在、熊本県下において、どの程度大麻汚染が広がっているのか、現状と今後の対策について、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) まず、県内における大麻事犯の現状についてお答えします。

県内における大麻事犯の検挙人員については、過去5年間を見ると、毎年50人程度で推移しております、令和6年は44人となっています。

令和6年における全薬物事犯の検挙人員は104人であり、このうち大麻事犯が占める割合は4割を超えております。

また、令和6年の大麻事犯検挙人員44人のうち、約6割に当たる26人が30歳未満と、若年層における大麻乱用が顕著であります。

この背景には、若年層において、大麻は有害ではないなどの誤った情報が流布し、大麻に対する

危険性の認識が低いことやSNSを通じた大麻を入手できる環境の存在等が要因であると考えられます。

なお、令和6年12月に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行され、大麻の使用が新たに禁止されるとともに、違反した場合には重い刑罰が科せられることとなりました。

次に、対策についてお答えします。

県警察では、まず、検挙については、末端乱用者の徹底検挙、薬物密売組織の壊滅による供給源の遮断などの捜査を推進しております。

昨年10月には、大麻栽培事件を検挙するとともに、過去最大規模となる末端価格約2億5,000万円相当の大麻を押収するなど、県内における大麻事犯の取締りを強化しています。

また、大麻乱用の抑止に関する取組については、小中高、大学生などを対象とした薬物乱用防止教室の開催、DVD、薬物標本などを搭載した薬物乱用防止広報車による広報啓発活動、プロスポーツチームと連携した大麻に特化した乱用防止キャンペーンなど、薬物の危険性、有害性を正しく認識させる抑止活動を実施しております。

このほか、サイバーパトロールによるインターネット上の違法薬物情報の発見、削除も行っております。

このように、大麻乱用が深刻化する中、県警察においては、検挙と抑止を両輪に大麻事犯対策を推進しているところでございまして、今後も引き続き、関係機関との連携強化を図りながら、大麻などの違法薬物対策に全力で取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 このような犯罪は、私たちの子供の頃は考えられなかつたんですね。オレオレ詐欺

もはやっていますし、また、今朝の新聞に、国政調査の調査員に成り済まして犯罪を起こす、いろんな情報を得ることができる、そんな記事も載っていました。

やはり私たちが考えられないことをいろんな形で多岐にわたって広げていく、そんなすべは私たちの子供の頃には何とも思いつかなかつたんすけれども、やはりそういう形で犯罪を仕組んでいく、そういう人たちがいることに注意をしなければなりません。

いろんな種類の特殊詐欺や、つい最近の報道では、何と県内の女子高校生が覚醒剤を使用したという記事も載っておりました。多くの犯罪から学ぶべき問題と考えられます。

私の一般質問はこれで全て終了しましたけれども、何度この場に立っても慣れる事はないでしょう。

多岐にわたる質問に、前向きに——知事、執行部の皆様に心より感謝して、これからも頑張っていきますので、どうぞ議員の皆様の御支援をお願いして、これで私の一般質問を閉じたいと思います。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時7分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

立山大二朗君。

〔立山大二朗君登壇〕(拍手)

○立山大二朗君 皆様、こんにちは。

何時からこんにちはかおはようかってなかなか難しいところなんですけれども、自由民主党・山鹿市選出の立山大二朗です。質問の機会をいただ

いた先輩議員や同僚議員に感謝申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

まずは、本日最初の質問として、県庁の人材不足に真っ正面から向き合い、人材の獲得につなげつつ、BPR掛けるデジタルで仕事の設計そのものを変え、限られた人員でも行政サービスの質を落とさない体制づくりについて、知事の御見解を伺います。

なお、質問の性質上、大変片仮名が多くなりますので、どうぞ御了承ください。

前提として、本県の人口は、1998年を境に減少傾向にあり、本年7月時点の推計人口は168.5万人、国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま何も対策を講じなければ、2050年には135.5万人になると推計されています。こうした人口減少の進展により、地域活動や企業活動、行政運営などの様々な場面で人材不足が顕在化しています。

人口減少社会においては、長期的には職員数の減少は避けられないことは明らかです。県としても、対策に取り組んでおられます但、減少ペースを緩やかにすることはできるとしても、右肩上がりの人口増加といった劇的な変化を今後期待することは困難だうと思われます。

また、慢性的な人手不足は社会全体の課題であり、県職員の採用不振や若手職員をはじめとした離職者の増加等、職員確保を取り巻く状況も、非常に厳しいものがあります。

県庁の職員採用試験において、大学卒業程度の事務系行政職員の受験倍率は、令和2年度には5.7倍でしたが、直近の令和6年度においては2.5倍にまで低下しています。少子化、採用難、さらには退職ピーク的到来で、人を増やすだけでは限界があるのです。

一方で、行政需要は、従来よりも多様化、高度

化、複雑化しており、よりきめの細かいサービスの提供が求められている面も否めません。本県においても、自然災害への備えに加え、半導体産業の集積加速化やこれに伴う道路整備、渋滞対策等々、地域特性を踏まえた行政需要がめじろ押しです。

このため、人材が不足する中にあっても、行政サービスの水準を維持するためには、デジタルを活用した業務効率化が必要不可欠になることは論をまたないものです。従来まではマンパワーで補っていた業務をシステム構築や高度なデジタル技術等で補わなければ、県行政に対する県民の期待に応えることは難しくなるのではないかでしょうか。

県庁では、少なくとも現在のマンパワーをフル活用できるよう、様々な働き方改革に取り組んでおられるようです。

具体的には、多様な働き方を認めるテレワークの推進、渋滞解消やワーク・ライフ・バランスの向上につながる時差出勤の利用拡充、男性職員の育休文化の定着に向けたハッピーシェアウィークスなどの取組が広く知られるところです。職員一人一人の多様な働き方を職員同士が互いに認め合いながら、県庁としての組織力を十分発揮していくために、大変効果的な取組だと思います。

このように、働き方改革はしっかりと進めていますが、これからは、業務改革や業務見直しなど、いわゆるBPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングを積極的に進めることも、併せて必要になってくるのではないかと私は考えています。働き方改革と業務改革、この大きな2つの両輪を回しながら、県民の期待に応え続ける県行政を実現していただきたいと願ってやみません。

先述のとおり、行政需要は、ますます多様化、

高度化、複雑化しており、限りある県の人材で成果を最大化するためには、県においても、既存の組織体制の見直しに加え、BPRやデジタル技術の活用など、さらなる業務の効率化の推進が喫緊の課題となっております。

もう少し具体的に申し上げれば、人の努力に依存するやり方から、標準化、自動化、オンライン化を前提とする新しい業務設計への転換が必要です。

国においても、基幹システムの標準準拠、ガバメントクラウド移行、そして、書かない、待たない、回らない窓口の実現が示されています。本県も、この流れを人材確保、育成の戦略に直結させるべきものと考えます。

そこで、デジタル技術の活用による県庁業務の改革促進に向けて、今後、県としてデジタル人材の育成にどのように取り組むのか、これまでの実績も含めて、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 立山議員から県行政のデジタル化の推進について御質問いただきました。

本県の人口は、御指摘いただいたとおり、1998年を境に、今減少を続けております。少子高齢化が進展する中で、地域産業や地方自治体では、人材不足が顕在化し、人材獲得競争が非常に激化しております。

県では、民間経験者の採用ですか、春期に前倒しして実施する試験枠の拡大など、採用に向けた不断の努力を続けてはおりますが、今後、さらに人口減少、少子高齢化が進展すれば、将来的に県民サービスの安定的な提供を行うための組織体制の確保が困難になることも懸念されております。

一方で、気候変動などによる災害の頻発化、激甚化、また、半導体産業の集積、グローバル化の

進展など、本県を取り巻く環境は目まぐるしく変化を続けております。議員から御指摘いただきましたとおり、県が果たすべき役割は、ますます高度化、多様化していくかざるを得ないと認識しております。

今後、この限られた人員でこれまで以上に多様化するニーズに対応していくための組織力の強化、これが極めて重要でございまして、デジタル技術を活用することなどによって、業務の進め方、組織の在り方を根本的に見直して、効率化と最適化を図る、議員御指摘のまさにBPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、これを本格的に推進することが必要不可欠であると考えております。

現在、県のデジタル戦略局にDX相談窓口を設置しまして、民間人材も活用しながら各所属の業務の見直しを進めております。昨年度は、職員の優れた業績を表彰する木村賞という職員表彰制度があるんですけれども、そこにおいて、DXによる業務改善効果が高い事業がグランプリを——職員が個人で考えたんですけれども、グランプリを受賞するなど、デジタル技術を活用した業務改善の取組が、今次々と生まれているところでございます。

また、AIを活用した議事録作成ツールによって、昨年度1年間で県庁全体で約1万4,000時間の業務量の削減につながるなど、デジタルツールを活用した業務効率化も成果が現れつつあると考えております。

今後、こうした取組を全庁的に広げていくためには、慣習ですか、これまでのやり方に固執することなく、全ての職員がやってみなっせの精神で新たな仕組みを積極的に取り入れていく姿勢を持って、実際に行動に移していくことが重要であると考えております。

のことから、今年3月に全面改定いたしました県の人事・人材育成基本方針、ここにおいて、全職員がコスト意識や経営感覚を持ってデジタルを活用しながら業務効率化に取り組むことですか、各所属のBPRのこの推進役を担うデジタル人材を育成すること、これをこの基本方針に明記いたしました。

さらに、現在、このデジタル人材の具体的な育成方針を策定中でございます。年度内を目指し、育成プランや育成カリキュラムを取りまとめる予定でございます。

デジタル技術の知識とリーダーシップを併せ持つ人材を数多く育てていくことで、飛躍的に業務効率化を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、単なるデジタル技術の導入にとどまらず、組織の文化とか働き方を変革することで、人口減少社会の中においても、県民サービスを向上させ、県民の皆様の豊かな生活につながるよう、私と県職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 既に、木村賞という人事的な評価にもつなげていただいているのは、大変ありがたい試みだと思いますし、また、デジタル化に積極的な熊本県庁というブランディングが構築できれば、その方面に感度の高い学生や若い方々の獲得にも資するところが大きいものと考えます。

また、知事より、年度内をめどに育成プランやカリキュラムを取りまとめる予定との御答弁をいただきました。

近い将来には、業務設計、サービスデザイン、データアーキテクト、自動化開発などのスキルを持つ人材を各部局に配置、また、人手依存の高い業務、例えば上位100件などを横串で洗い出し、

棚卸し——全庁的にですね。して、生成AIの活用をはじめ、標準化、廃止、集約、外部委託、また、自動化の適合性による仕分をしていったり、事務削減や再配置のKPIの明示、いったものにつながったりすればというふうに存じます。

加えて、国が推奨しているというか、義務化しているんですけれども、ガバメントクラウド移行による効率化やフロントヤード改革、特に、窓口での書かない、待たない、回らない、先ほども申しましたが、こういった窓口の実現、県庁で整備した実績の市町村支援との共同化ですね。こちらも、見える化と学び合いで全体の底上げを図る体制を、スケジュール感を持って取り組んでいただければと存じます。

人手不足の時代こそ、県庁は、人に優しい業務設計へ踏み出すべきです。BPRとデジタルと人材育成を一体で回すこと、これが持続可能な県政の土台になります。また、県内の民間事業者にとって、DX導入の優れた実例にもなるかと存じます。知事の力強いコミットメント、そして、期限、KPIを伴う具体的な施策をお願い申し上げ、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、産業振興に向けた国家戦略特区の活用について伺ってまいります。

世界的半導体企業の進出以降、関連企業の立地や地場企業を含めたサプライチェーンの強靭化など、半導体関連企業を中心に産業振興の動きが活発となっています。

この動きを、さらに強く、持続的なものにするためには、県内で新しい産業が生まれることが重要です。その原動力となるのが、革新的な技術による製品やサービスの提供により新たなビジネスモデルを追求し、短期間での成長を目指す、いわゆるスタートアップ企業ではないかと考えます。

本年6月、熊本県は、熊本市とともに内閣府の

スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されました。スタートアップ企業創出に向けた産学官金が連携した取組が進んでいます。

現在、我が国を覆っている将来への閉塞感は、既存の制度や社会システムの枠に捉われ、新たな発想やビジネスを起こしにくい状況が背景にあるというふうにも言われます。また、地域においても、人口減少が避けられない中で、イノベーティブで活力あふれる姿を実現することが求められます。スタートアップ企業が生み出す新たな技術、サービスは、ビジネスによる地域課題の解決にもつながるものです。

本県は、様々な地域課題を抱えています。都市部などにおいては、渋滞が課題となっています。地方部においては、若年層の都市部への流出をはじめとする過疎化や高齢化の進行が止まりません。中山間地を多く抱える地域では、農地の荒廃や担い手不足の問題も深刻です。このような地域課題の解決に向けた新しいビジネスを生み出すフィールドとして、本県は大きな可能性を秘めていると私は考えます。

新しい発想と技術で地域課題を成長のエンジンに転換するスタートアップを生み出すことで、ここ熊本から日本全国に経済成長の波を広げることができるのでないでしょうか。そして、この新たな経済成長を実現するためには、既存の規制、制度を突破しなくてはなりません。

本県は、令和6年6月に、国家戦略特区の産業拠点形成連携“辯”特区に指定されました。国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革により、地域課題の解決や新たなビジネスがしやすい環境づくりを目指すものです。この指定により、新たな規制改革の提案や先行して実施されている特区事業の活用を県全体でできるようになりました。

スタートアップ企業などが新しい発想でビジネ

スを開拓しようとするとき、既存の法制度が想定していないケースも多く、事前の調整に時間とコストがかかるなど、革新的な技術やサービスを生み出す際の障害となることが考えられます。この障害となる規制等について、特区制度を最大限に活用して突破していただきたいものです。

特区制度の指定により、現在の制度そのものが産業振興に支障となっている点を掘り起こし、ブレークスルー思考で実証事業を行うなど、新たなビジネスチャンスを切り開く機会がもたらされています。この好機を逃してはなりません。

そこで、本県の新産業創出に向けた国家戦略特区の取組について、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 本県は、昨年6月の国家戦略特区指定以来、産業人材確保のほか、スタートアップ創出、新技術開発に向けた環境整備など、様々な観点で規制・制度改革に取り組んでいます。

まず、産業人材を確保するため、外国人エンジニアの受け入れ・就労促進事業を開始し、技術、人文知識、国際業務に従事する外国人材に係る在留資格審査の迅速化を図ったところです。

新しい産業が生まれるために、議員御指摘のとおり、スタートアップの創出も重要です。

新たに創業する場合、法人の定款認証、税務手続、社会保険など、様々な手續が必要となります。その申請窓口は各所管省庁に分かれており、手續の支援を行う専門家も、司法書士、税理士や行政書士などと異なります。このため、起業者にとっては、不慣れな手續がそれぞれに必要となり、事業の開始に時間を要するという課題があります。

そこで、国家戦略特区制度により省庁間の事前調整を行い、各種申請に関する相談や支援を総合

的に行う開業ワンストップセンターを新たに設置し、円滑な創業を支援します。

また、新たな技術を基礎として、高付加価値を生み出す産業を創出するため、技術開発を社会実装につなげる実証の場も重要です。

このため、近未来技術実証ワンストップセンターにおいて、自動車の自動運転やドローン等の先端技術開発に向けた実証実験を行う事業者に対して、関係法令の手続に関する相談対応を行っています。

さらに、実証に当たって、多くの関係者との調整が必要な場合には、迅速な実施につなげるため、複数の規制省庁に一括して許可を得る規制のサンドボックス制度の活用を進めてまいります。

スタートアップや产学連携による革新的な新産業創出に向けて、国家戦略特区を最大限に活用した新たな規制・制度改革を実現し、熊本から全国へ経済成長の波を広げることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 企画振興部長の御答弁でも、自動運転やドローン等の先端技術開発について言及いただきましたように、県内の課題に対応できるような技術の実証実験、また、県内の中山間地域における課題、例えば、野生鳥獣被害の対策や人手不足に対応するスマート農業の実証実験など、まさに本県だからこそその新産業創出につながるものと確信します。

また、この戦略特区は、熊本県全体で指定されているものですから、県内の様々な地域で、課題をチャンスに変えられるよう、前向きに取り組んでいただければと存じます。

これから進展するサイエンスパーク構想ですが、先ほど池永議員の御質問にもございましたが、そのサイエンスパークに全てを集中させるの

ではなく、ハブとしての機能を持たせた上で、県内各地域に学術研究や実証実験の場を広げていくことで、経済波及効果を県内全域にもたらすことができるのではないかと存じます。

そのためにも、市町村自身がもっと主体的に営業をかけて、研究機関やベンチャーを誘致する気概も必要かと存じます。山鹿にも小学校跡地を活用したインキュベーション施設でもあるYAMA GABA S Eがありますが、そういった民間との連携や遊休化している公共スペースの活用などにも広がっていくとよいのでないでしょうか。ぜひ、市町村を巻き込んだ形で、県からも御支援いただければと存じます。

今回の取組により、熊本は起業しやすい土地だ、スタートアップを応援してくれる場所だというブランディングができ、国内外の人、物、金が集まり、ひいては県内の若者も、地元で稼いで、安心して暮らせる地域になるような事業展開を願います。

続きまして、熊本の歴史文化を守り伝えていく取組、その中の文化財レスキュー事業について伺ってまいります。

令和7年8月豪雨では、熊本県内各地で貴い人命が失われたほか、住宅や農作物等も含め、甚大な被害がありました。

ここに、改めて亡くなられた方々へ哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対しまして、心からのお見舞いを申し上げます。

さて、本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨など、ここ10年程度の間に多くの自然災害に見舞われてきました。

被災した家屋や施設の復旧にも膨大な時間と費用がかかります。また、同時に、被災文化財の復旧については、物によってはそれをはるかに超える時間と労力を必要とする場合があります。熊本

地震で被災した熊本城などがその典型と言えるでしょう。

長期にわたり、安定して熊本城の復旧事業を実施するためには、今後、専門の技術者や技能者の人材確保と、20年、30年を見据えた世代交代や技術継承が課題になります。

当然のことながら、被災した公共土木施設の復旧や農林畜水産業関係の被害対応、被災者の生活再建が最優先と存じます。その上で、自然災害により被災し、傷ついた文化財を元の姿に戻すことは、大変な労力が必要であり、一度完全に失われてしまったら、二度とこれを手にすることも目につくこともできなくなります。文化財等の被災は、ふるさと熊本の歴史や文化の一端に触れる貴重な機会が失われてしまうという、極めて憂慮すべき事態であると私は考えます。

令和7年8月豪雨におきましても、民間レベル、草の根レベルで保存していた貴重な文化財や古文書等が水害に見舞われているようです。

県では、浸水被害の大きかった地域に職員を派遣し、被災した貴重な歴史的資料を一時的に預かる文化財レスキュー事業を実施しています。県が、一旦預かった古文書等を、応急処置して所有者に返却する取組です。

水害に見舞われた古文書等は、一旦水につかると、紙がふやけて文字が判読できなくなるだけでなく、紙が乾く際に凸凹ができたり、紙が束になって固まってしまったりして、本来1枚ずつ記載されていた貴重な記録を確認することが困難になり、学術研究に支障が生じるなど、被害は深刻なものとなります。

自然災害により被災した民間所有の文化財や文化的、歴史的価値の高い資料の適切な応急処置と保存は、ふるさと熊本の歴史や文化の長年にわたる足跡を示す大事な事業です。

そこで、令和7年8月豪雨被害のほか、これまでの災害対応を含めた文化財レスキュー事業の現状と今後の方向性について、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 文化財レスキュー事業の現状と今後の方向性についてお答えします。

県教育委員会では、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の際被災した古文書など、文化財としては未指定であっても、地域の歴史と文化を物語る幅広い資料を対象に、救出や一時保管などをを行う文化財レスキュー事業を実施してまいりました。

一連の救出活動は、市町村、文化庁及び国の専門機関である独立行政法人文化財防災センターと連携して進めており、救出した資料の中には、後に新たに歴史的背景が明らかとなった文化財も含まれていました。

このような活動内容については、文化財復旧記録集を作成し、被害が起きた場合の初動対応及び復旧業務のノウハウについて、県内外の関係機関にも活用いただけるよう周知してまいりました。

このたびの8月の大雨災害においては、発災後、古文書などを所蔵する住宅を職員が直接訪問して被害状況を確認し、廃棄、散逸の防止を働きかけました。また、当該レスキュー活動をホームページやSNSで発信したところ、事業を支持、支援する多くの意見をいただきなど、活動の認知度の広がりを感じているところです。

このような活動が速やかに実施できたのは、これまでの災害対応を通じて貴重な歴史的資料の保全に努める市町村や関係者との協力連携体制を築いてきた結果だと考えています。

さらに、県で実施している市町村職員等を対象とした研修会においても、毎年、文化財防災をテーマに取り上げ、学芸員の資質向上を図るなど、

防災体制の裾野を広げる取組も継続して実施しています。

県教育委員会としては、今後とも、市町村や文化庁等関係機関と緊密に連携し、知見を広げ、経験を深めながら、次世代に引き継ぐべき熊本の宝である文化財のレスキュー活動に、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 教育長より御答弁いただきましたように、教育委員会における文化財レスキュー事業に心から感謝申し上げるところでございます。

明日27日より、装飾古墳館において、企画展「被災古墳の現在(いま)～熊本地震からの復旧～」が始まります。被災した県内の古墳について——先ほど文化資料の話をしましたけれども、今回は古墳ですね。この復旧の進捗状況などを紹介し、将来的な古墳の保存について考えていくものだそうで、大変私としても楽しみにしております。

山鹿のオブサン古墳も、ちょうど被災していたんですが、先ほど新事実が発見されたということを御答弁いただきましたけれども、その後の修復作業により新事実の発見、その石の由来ですか、そういったものにつながるなど、まさに蒲島前知事がよくおっしゃっていた、逆境の中に夢のようなケースもございます。

しかしながら、これまでの災害では、民間が保有している古文書等が大量に廃棄されていたとも聞き、非常に残念に存じます。文化財だけでなく、歴史資料などの文化的なものは、県や地域にとって貴重な財産で、保存すべきものです。被災文化財の復旧や、そもそも被災しないような効果的な保管の在り方の検討などに前向きに取り組んでいただきたいと存じます。

そのためにも、文化財の保護や歴史的資料の保存など、県民が広く関心を向けるようなムーブメントを起こしていただければ幸いです。SNSでの告知などにも取り組んでいただいているとのことですですが、やっぱり生活に密着していない課題であるため、なかなか難しい面もございますが、着実に取組を進めていただくよう願います。

続きまして、歴史的資料のデジタル保存について伺ってまいります。

今年1月24日から3月9日まで、くまもと文学・歴史館で「くまもとを拓く—熊本県公文類纂展ー」が開催されました。明治期を中心に、熊本県庁が作成、整理した公文類纂には、明治9年の神風連の乱や明治10年の西南戦争などの重大事件、鉄道、港湾、干拓などのインフラ整備、製紙業の振興など殖産興業、自然災害や流行病など、熊本の近代史を知ることができる様々な記録が残されています。

この中には、熊本が発祥の地とされる和紅茶に関する記録がございました。くまもと文学・歴史館の学芸員の方が、公文類纂を解読、分析した結果明らかになったことですが、明治の初め、中央官庁の機関である勧業寮の職員が、山鹿湯町、現在の山鹿市中心部を訪れ、和紅茶の技術や知識を教える伝習を行ったことをきっかけとして、県内で紅茶の製造が始まり、海外、ロンドンにまで輸出されたそうです。

以前から、山鹿市鹿北町椎持に和紅茶の伝習所があったと、製造していたということは分かっていたんですが、具体的な場所、また、当時の状況が分かる文献は不足しておりました。

山鹿市は、本年、和紅茶の発祥150年を迎え、今回判明した重要事実が地域の魅力向上につながるのではないかと、茶業関係者を含め、地元では大変喜んでおります。

このように、公文類纂をはじめとした歴史的資料は、熊本の歴史や文化、地域社会の記憶を伝える県民の貴重な財産であり、大切に保存して後世に伝えていくとともに、教育や地域づくり、産業など、様々な分野に生かしていく必要があります。

しかしながら、歴史的資料の多くは、経年劣化や、前項で申しました自然災害などによる破損、散逸などの危機にさらされています。

近年、こうした歴史的資料を守り、その歴史的、文化的価値を将来に継承していく有効な手段の一つとして、デジタル保存が注目されています。

デジタル化により、資料の劣化防止と長期保存が可能となるだけでなく、資料の加工、編集が容易になり、閲覧性、検索性も向上するため、活用の幅も大きく広がります。

一方で、デジタル化には、専門的な知識や技術を持った人材の育成が必要不可欠であり、特に若手人材の育成が重要であると考えています。

そこで、県立図書館に所蔵されている歴史的資料を、将来に継承、活用していくため、県教育委員会ではデジタル保存にどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立図書館が所蔵する歴史的資料のデジタル保存の取組についてお答えします。

現在、県立図書館では、歴史的価値がある古文書など約7万5,000冊を所蔵していますが、歴史的資料を適切に保存、管理し、後世に伝えていくことは、知の拠点としての県立図書館の重要な役割と考えています。

これまで、県立図書館では、明治・大正時代を中心とした近代行政文書群である熊本県公文類

纂や永青文庫の古文書など、利用ニーズの高い歴史的資料について、約1万6,000冊の複製本や約900本のマイクロフィルムを制作するなど、原本の劣化を防ぎながら、利用者の方が容易に閲覧できる環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、原本と同様に、紙やマイクロフィルムによる複製品についても、経年劣化が課題となっており、活用の場や方法も限られていました。

議員御指摘のとおり、歴史的資料を長期保存できるデジタル化は、閲覧や展示方法の多様化、研究の高度化、文化の継承、普及、地域経済の活性化にも大きな可能性をもたらす有効な手段であると考えています。

そこで、本年度から、国の補助事業を活用し、歴史的資料のデジタル化の取組を本格的に開始したところです。

具体的には、江戸時代の熊本を歴史的、地理学的に伝える貴重な文化遺産である肥後藩絵図全367点のうち、文化的価値がより高く、一辺が4メートルを超える熊本城や河川の重要絵図など165点について、専門業者に委託し、デジタル化を進めています。

あわせて、専用機材の操作や画像処理、データ保存形式等を学ぶ撮影技術研修会を実施し、若手、中堅職員を中心に人材育成に取り組むとともに、高校生や大学生など若い世代へ裾野を広げるため、インターンシップや博物館実習等を通じて、デジタル保存の意義や重要性について伝えていくこととしています。

今後とも、本県の豊かな歴史と文化を将来に引き継ぎ、教育や観光、地域づくり等の分野において積極的に活用いただけるよう、貴重な歴史的資料のデジタル保存を進めてまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 災害からの資料保存という面でのデジタル化はもとより、さらに踏み込んでデジタル化によるデータ活用という利点も大きな価値があるものと存じます。大変すばらしい取組をしていただいていることに感謝申し上げます。

これは、図書館のみならず、博物館や美術館にも言えることで、最近は、著作権法の改正により、図書館で持っている資料なんかも、ネットでのいろんな活用というのもできるようになってきましたし、また、改正博物館法によって、博物館DXというものに取り組まなければならないとなりましたので、博物館なんかでも、そのデジタルデータを使っていろんな形の展示というものが、また、若い方々向けにも、御年配の方々向けにもできるようになってまいりました。

また、その人材育成に関してですが、市町村でも学芸員不足が課題で、このままでは歴史的価値の高い文書を適切に保存する技術の伝承にも支障が生じていきます。文化的なものの散逸が非常に懸念されるところです。一度失われたものは、その価値を取り戻すことができません。若い方々への啓発も行っていただいていることで、大変心強いことでございます。

加えて、住民側の意識改革も必要だと存じます。近年は、在野の、いわゆる郷土史家の方々も減ってきており、高齢化も進んでいます。そのため、歴史や文化を守るために民間人材の掘り起こしや育成も必須です。将来世代が熊本の歴史や文化をいつでも学べるような機会を提供していく必要がありますし、また、違った視点では、河川の古地図などは、実は防災、減災にも役立つものでございます。

文化は、人間にとて精神的な基盤であり、地域の独自性を保ち、持続可能性を高めるためのインフラと言っても過言ではありません。気がつい

たときには取り返しがつかなくなっていたということにならないよう、引き続き取組をお願い申し上げます。

続きまして、熊本県博物館ネットワークセンターの機能充実について伺ってまいります。

県では、博物館ネットワークセンターを核として、県立装飾古墳館や市町村が設置している博物館などと横のつながりを広げる構想の下で、歴史的資料の保存収集や調査研究に当たっていただいているいます。

しかしながら、収蔵スペースの確保や調査研究の充実は、市町村の博物館においては大きな課題となっており、ネットワークセンターにおいても同じ事情を抱えていると仄聞しています。

歴史的価値の高い貴重な資料の収集や保存は、博物館が持つバックヤードである収蔵庫に十分な余裕がないと、受入れが困難になります。市町村では、民間所有の歴史的資料を、所有者やその遺族が地元自治体の博物館に寄贈しようとしても、収蔵スペースに余裕がないため、受け入れられないケースも生じているそうです。

本来は、歴史的価値の高い資料を公的機関が受け入れて、体系的に保存、整理し、熊本の歴史や文化に県民がいつでも触れることができる機会を提供することこそが、文化振興行政が担うべき大きな責務であると私は考えます。

しかしながら、財政面などの事情から、熊本県総合博物館ネットワーク構想の下で資料の収蔵や情報の共有を図っておられるのが現状でございます。

ネットワークセンターでは、収蔵品を活用した教員に対する研修、子供への学習機会の提供などの取組を継続されています。こういった取組は、ぜひ今後も積極的に実施されていくようお願いした上で、また、将来的には、文化振興に欠かせな

い人材である学芸員の確保、育成のためにも、考古学だけでなく、自然科学なども包摂した、県立による総合博物館の設置が実現できればいいなと願うところではあります。

文化は、稼げる地域資源であり、観光振興にもつながるもの。それに見合ったハード整備を心から期待するのですが、厳しいのは重々承知しております。

装飾古墳館が山鹿にございますが、考古学に特化した県立の施設です。自然科学なども含めた——本当はですね。県としても、広い視点での県立総合博物館設立が熊本の文化振興の大きな礎になるものと存じます。とはいっても、現状としては、熊本県総合博物館ネットワーク構想に基づいた博物館の横展開の充実を、まずは一層図っていくことが先決であろうと存じます。

戦後80年を迎えた今年、装飾古墳館では、山鹿市出身で、さきの大戦において特殊潜航艇によるシドニー湾攻略作戦中に24歳という若さで散華された松尾敬宇中佐に関する展示を中心として、「平和への誓約」と題した企画展を実施されました。

この企画展は、今年度まで16回にわたり開催されているもので、私も毎年のように通っておりますが、今年は、私、妻と一緒に伺いました。松尾中佐の御生涯、また、戦後、松尾中佐のお母様である、まつ枝さんを核とした日本とオーストラリアとの交流について、改めて学ばせていただきました。とりわけ、松尾中佐の遺書を熱心に読まれていた若い方々の姿に胸を熱くしました。

今年は、戦後80年、そして昭和100年の節目であり、戦争の記憶をとどめながら、平和の尊さを学び、戦争のない社会を目指す取組が県内各地で盛り上がっています。

皆様御承知のとおり、球磨郡錦町には、人吉海

軍航空基地の跡地にひみつ基地ミュージアムが建設されています。こういった戦争記憶を保存しながら平和を守り伝えていくためのムーブメントが起こりつつある機会に、例えば、この2つの展示において、お互いに資料の貸出しなどをしてコラボ企画を実施するとか、調査研究分野で連携するといった取組を広げていければ、本県の文化振興にとって大きな追い風になるものと思います。

博物館を訪ねる方々の興味、関心に従って、こういう分野に関する知識を深めたい方は、県内のどこの博物館の展示が充実しているとか、テーマに沿った博物館や地域巡りの提案などの情報提供を充実させていくことなどもできるのではないかでしょうか。これは、本県の観光メニューの充実にも寄与するものと存じます。

県内各市町村の博物館の得意分野を整理して、利用者に情報提供したり、博物館同士の調査研究に関して助言をしたりなど、ネットワークセンターとしての機能充実を一層図ることができないか、これまでの取組実績などを含めて、観光文化部長に伺います。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 博物館ネットワークセンターは、施設や設備を前提とした博物館とは異なり、県内一円を博物館と見立て、県内のどの地域に住んでいても博物館活動に参加できる熊本県総合博物館ネットワーク構想の推進機関として、平成27年4月に設置しました。

以来、博物館ネットワークセンターでは、市町村や県内の博物館等との連携を軸に、県内全域の博物館活動が活性化するよう、様々な事業を展開してきました。

例えば、熊本市立熊本博物館における県内全域の動植物を紹介する県市連携展示室の開設やセンターが所蔵する地学、民俗資料の阿蘇火山博物館

での展示など、収蔵資料を相互に活用した企画展示を通して、博物館同士の連携を深めています。

また、県内の博物館等が収蔵する資料データの共有化を図るための熊本県博物館資料データベースの運用や各博物館の特徴を紹介する情報誌の発行など、県内博物館等の横の連携を強化する取組を進めています。

こうした熊本県総合博物館ネットワーク構想の取組を推進していくためには、その要となる職員の専門性の向上が欠かせません。そのため、毎年、県内の博物館等の学芸員や職員を対象としたスキルアップ研修を実施しており、さらに、今年度は、3Dプリンターの機器等を使用した複製技術による資料の展示活用など、魅力ある展示に資する実践的研修にも取り組むこととしております。

さらに、議員御紹介のとおり、研修活動や学習支援活動により人材の裾野を広げていくことも、博物館ネットワークセンターが担う重要な役割です。今年8月には、教育活動での博物館等の利活用をより一層促進するため、9つの博物館等と連携して、教員向けワークショップ、教員のための博物館の日を開催しました。来年2月には、子供たちに博物館等の楽しさを感じてもらうため、複数の博物館等と連携して、体験学習会「くまもとキッズミュージアム」を実施することを予定しております。

熊本県総合博物館ネットワーク構想の発展に向けては、議員御指摘のとおり、県内各博物館の特徴の整理やその整理に基づく調査研究に関する助言など、構想の総合調整役として博物館ネットワークセンターの一層の機能充実が求められていると認識しております。

県としては、博物館ネットワークセンターを中心となって、各博物館等が連携した企画展の実施

など、県内博物館等の横の連携を一層深め、県内全域で博物館活動を活性化し、県内のどの地域に住んでいても、博物館活動に参加、体験できるよう取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 先述の松尾中佐の企画展ですが、館長様にお話を伺ったところ、この企画展をさらに持続発展させるために、今年は若い新人学芸員の方に担当していただき、パネル制作に当たっていただいたそうです。このことは8月5日の熊本日日新聞でも取り上げていただきましたが、まさしく切れ目のないノウハウの伝承につながることであり、また、故郷を愛した松尾中佐の魂が次世代に引き継がれていくことを確信しました。

繰り返しますが、部局を超えて、博物館、図書館への学芸員、司書の適切な配置、そして育成もお願いするところでございます。

本項では、観光文化部長より御答弁いただきましたように、ネットワークセンターでも、子供への学習機会を提供する取組を今後も継続的に実施していただきたいと存じます。子供時代の貴重な経験は、後々の文化資本の蓄積につながると確信します。

この文化資本とは、フランスの哲学・社会学者ピエール・ブルデューが提唱した概念で、お金や財産などの経済資本だけでなく、文化的な知識や習慣、教育が人の社会的地位や将来の可能性を左右するという考え方です。

私が東京で学習塾を経営していたときに痛感しましたが、東京の子供は、教科書にもあるような資料が収蔵されている東京国立博物館にいつでも行ける、超一流のものにすぐ触れられる、これは圧倒的な文化資本の強みであります。

ただ、こういう形で熊本の子供が郷土の優れた文化や歴史に触れられる、そういう形のネットワー-

ク構想であったり、できれば県立の総合博物館などがあれば、県民の郷土への愛着心を醸成することを通じ、若者の定住などにもつながる効果が期待できると存じます。

まずは、ネットワーク構想をしっかりと強化していただき、こういった、東京に負けないぞ、熊本にはこれだけの優れた文化があるぞと示していただけるものであればと願います。

2月定例会の一般質問で知事に御答弁いただきました、文化を生かした観光立県などを考えますと、何とか文化予算も死守しながら、ネットワーク構想をさらに磨き上げ、機能充実を図っていただきますよう、切に願います。

続きまして、昨日の吉田議員の質問と重複するところもあるかと存じますが、地域公共交通について質問します。

私が住んでいる山鹿市は、豊かな自然環境の下、さくら湯をはじめとした山鹿温泉、平山温泉などの良質な温泉、チブサン古墳や鞠智城跡、八千代座などの古代から近代に至る歴史文化遺産、山鹿灯籠などの伝統工芸・芸能、和栗や米、メロン、スイカなど、豊富な農林産物など魅力にあふれており、全国に自慢できる地域でございます。大変暮らしやすく、訪れても満足できるコンテンツがたくさんありますが、交通手段が車中心になっているなど、アクセスの課題がございます。

熊本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港から山鹿市へ直接向かう公共交通手段がなく、昨年度、阿蘇くまもと空港の利用者が過去最多を記録する中、観光客などの来訪者にとって、アクセスしづらい地域となっているのも事実です。

また、熊本市中心部から山鹿市を結ぶバス路線はあるものの、地域公共交通の長期的な利用者の減少による交通事業者の経営環境の悪化や人手不足を要因とするバス路線の休廃止などの動きもあ

り、徐々に利便性が低下している状況にあります。

さらに、山鹿市内のバス路線でも休廃止が発生しています。例えば、令和5年10月には、山鹿バスセンターから鹿北道の駅の間を結ぶ鹿北線のバス路線が廃止され、令和6年9月には、福岡県八女市の福島から山鹿市のやまと旅館の間を結ぶ辺春線のバス路線の一部区間の休止などが発生しています。

バス路線が廃止された地域などでは、乗合タクシーが導入されていますが、エリアが限定されていることや運行しない日がある、前日までに予約が必要などの課題を抱えております。

吉田議員の御指摘にもありました、都市部からのアクセスや地域内での二次交通などを考えるにも、交通事業者の経営環境が厳しく、人材やノウハウなども不足しており、交通事業者や市町村だけの取組では、限界を迎えている状況にあると思います。

この点、ドイツでは、地域内の公共交通を一元的に管理する交通連合が有名です。自治体が大規模な予算をつけ、適切に関与することで、異なる交通モードが連携し、利便性の高い公共交通ネットワークを実現している点で注目に値します。

熊本においては、バス共同経営推進室、地域交通ホールディングス、そして経済5団体から県へ提言がなされ、その中で、持続可能な公共交通や速やかな渋滞解消に向けて、交通連合や官民連携組織の立ち上げ、公共交通への重点的な予算配分が提言されたと聞いています。

地域公共交通の厳しい現状は日本全体で共通ですが、熊本が先頭に立って全国をリードするような新しい取組を進めていただきたいと考えます。

このような中、令和3年に策定された熊本県地域公共交通計画の計画期間が今年度末で満了する

ことから、県では、現在、次期計画の策定を行っていると伺っています。

そこで質問ですが、このような地域公共交通の厳しい現状を踏まえ、県としてどのような計画を策定し、今後対応していくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画進行部長(富永隼行君) 県では、令和3年3月に策定した熊本県地域公共交通計画に基づき、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築を目指し、交通事業者によるサービス提供の維持に重点を置いて支援してきました。

しかし、利用者の減少、事業者の経営悪化、運転士不足の深刻化、これらに伴う減便や路線廃止などのサービスの低下が続き、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

そこで、次期計画の策定に当たっては、目指すべき公共交通体系の姿を描いた上で、県が積極的に関与し、各地域、各モードの課題にきめ細かく対応できるようにするための抜本的な対策に取り組みたいと考えています。

具体的には、くまもと新時代共創基本方針に盛り込んでいる交通の利便性及び持続可能性を高め、誰一人取り残されず、行きたいときに行きたいところへ行くことができる社会の実現のために、公共交通に求められるサービス水準の目標を定め、その達成に向けて、人材や車両などの限られた資源を、事業者や業界の垣根を越えて最大限に活用すること、それでもなお不足する場合には、積極的な投資によって供給力の強化や利便性の向上を図ること等を想定しております。

こうした取組を推進するための運営体制や安定的な財源確保の在り方については、議員御紹介のとおり、交通連合や官民連携組織に関する海外の事例や事業者等からいただいた提言の内容も踏ま

え、新しい発想を取り入れて検討を進めます。

現在、次期計画の骨子案を取りまとめ、市町村や交通事業者、有識者が参画する県地域公共交通協議会地域ブロック部会を、県央、県北、県南、天草の県内4か所で順次開催して協議を行っております。

議員御指摘の山鹿市についても、住民や観光客の多様な移動ニーズを満たし、地域の魅力を高められるよう、県北ブロックの部会を通じて自治体や事業者の皆様の御意見を丁寧に伺ってまいります。

今後、年内を目途に計画の素案を取りまとめ、県地域公共交通協議会での協議、パブリックコメントを経て、年度内に次期計画を策定することとしております。

公共交通が地域の経済社会活動の基盤としての役割を果たす地方創生のモデルケースを熊本から実現することを目指し、次期計画の策定、実行にしっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 先月開催された高校生議会でも、高校生から過疎地域と公共交通機関についての立派な質問がありましたように、地域の公共交通は幅広い世代で共有される課題です。

ヨーロッパ諸国においては、公共交通機関を維持するために、行政が財政支援をしているのは当たり前になっています。日本のように、いつまでも公共交通を担う事業者間に競争原理だけを持ち込んでいては、公共交通体系そのものが機能不全に陥り、住民生活が成り立たなくなるのではないかでしょうか。

国家戦略特区の項でも申しましたが、自動運転の実証実験など、中山間地での取組も進めていく必要があります。

山鹿市でも、タクシーの需要が高いものの、人

手が不足しているという事情があります。また、観光客は、鉄道を軸にして移動を考えるので、山鹿市は玉名地域よりも不利になることは否めません。山鹿市を観光地として盛り上げていくためにも、公共交通機関の維持は欠かせないものです。先述の熊本空港からのアクセス確保、例えば、菊池、山鹿、新玉名、玉名などを結ぶような路線につきましても、御検討いただければ幸いです。

次期計画の策定に当たっては、交通事業者への具体的な財政負担の規模などを明確化するなどしながら、公共交通を県民や地域で支えるという視点に立った取組を重ねてお願い申し上げます。

それでは、最後の質問です。

くまもと未来づくりスタートアップ補助金を生かした地域振興について伺います。

昨年度までの地域づくり夢チャレンジ推進補助金、通称夢チャレについては、地域の主体的な取組を後押しする優れた事業として高く評価されてきましたが、今年度から、未来志向をより強化し、くまもと未来づくりスタートアップ補助金へと見直しがなされ、地域未来枠が支援メニューに加わりました。

私の地元山鹿市でも、古きよき町並みの豊前街道にくまモンを出現させ、新たな観光スポットとする山鹿くまモンストリートの魅力発信を目指し、昨年度は、街道浪漫実行委員会が夢チャレを活用し、商品開発やイベント開催を行い、交流人口の拡大に取り組みました。

さくら湯の目の前の足湯にもくまモンが気持ちよさそうに足をつけており、映えスポットとなっておりますが、伝統と新しさを融合させ、にぎわいをもたらすこうした地域おこし活動が、今後も継続され、地元へ定着していくことを心から願います。

新たなくまもと未来づくりスタートアップ補助

金では、従来の一般枠や豪雨枠に加え、地域未来枠が設けられました。これは、知事と市町村長が地域の将来像を直接語り合う地域未来創造会議で議論された方向性を具体化するため、市町村による調査や計画策定、実証実験等を支援するものです。

本年3月の鹿本地域の地域未来創造会議に私も参加し、若いプレーヤーが地域づくりを頑張っているのが山鹿市の強みという議論が印象的でございました。新たな補助金を生かし、地域を元気にする実践が全県で展開されてほしいと考えます。

また、共通する地域課題に、市町村の枠を超えて取り組む事業への補助を対象とする支援メニューであるスクラムチャレンジ推進補助金については、新たな補助金に吸収され、市町村間の連携が今後も推奨されることになりました。

阿蘇の世界遺産登録に向けた取組や県南フードバレー構想など、熊本県では、従来から市町村が連携して広域的に地域課題に取り組んできたよき伝統があります。異なる地域同士がスクラムを組むことで、人材や地域づくり団体等の出会いの幅が広がり、ユニークな実験が生み出されることにも期待したいと考えます。

地域の未来づくりスタートアップを支援することにターゲットを置く新たな補助金では、どうやって自走させるかが重要です。未来を担う若い世代が中心となり、支援団体、地元企業による協賛などを募りながら、真の地域づくり運動として盛り上げていくことが鍵となるでしょう。補助金による助成に頼らず、自走に成功した優良事例を開いていくことも必要でしょう。

そこで、くまもと未来づくりスタートアップ補助金を活用して、県としてどのように地域振興に取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 地方創生のためにには、地域を愛する多様な人材が連携し、地域の宝物に光を当て、輝かせることが重要です。

地域づくり夢チャレンジ推進補助金の後継となるくまもと未来づくりスタートアップ補助金での後押しをきっかけとして、地域の魅力を向上させる取組が、若い世代をはじめとした地域内外の方々、地元企業、周辺市町村等多様な主体を巻き込み、持続的な形で定着していくことを期待しています。

山鹿市では、議員御紹介の山鹿くまモンストリートのほか、美肌の湯として知られる平山温泉でのモニターツアーの実施など、地域資源の認知度や魅力を向上させる取組を進めてきました。

今後は、新たに創設した地域未来枠を活用して、山鹿市まちなかグランドデザイン策定事業に取り組み、豊かな地域資源を生かした魅力的な都市づくりを実現するための指針を策定する予定です。

また、苓北町でも、地域未来枠を活用して、地方への人の流れを創出する切り札としての期待が高まっている二地域居住について、保育園留学や、現在使われていない旅館の再生による先進事例を創出するための計画策定に取り組まれています。

このように、本補助金を活用して、県内各地域で、地域の方々が主体となって、地域を元気にする意欲的な取組のスタートアップ、地域の未来づくりの最初の第一歩が踏み出されているところです。

こうした優れた挑戦のノウハウを共有し、県内各地での横展開につなげていくことも重要です。

そのため、既存の表彰制度を見直し、継続した活動が十分に見込まれ、他の地域のモデルとなる優れた取組について、くまもと未来づくり大賞と

して表彰するとともに、事例紹介や報道を通じた周知などにより、県内全域に効果を波及させてまいります。

地方創生の実現に向けて、地域の力を結集して、持続的で活力に満ちた地域づくりを推進できるよう、くまもと未来づくりスタートアップ補助金を活用し、引き続きしっかりと支援してまいります。

○副議長(緒方勇二君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

[立山大二朗君登壇]

○立山大二朗君 知事御夫妻にもお越しいただいた今年の山鹿灯籠祭り、残念ながら雨で千人灯籠踊りが中止となりましたが、踊り手のみならず、大宮神社に灯籠を奉納する、そのおみこしのような上がり灯籠の奉納台の担ぎ手も——私も参加しているんですけども、やっぱり慢性的に不足しています。

地域の文化を将来世代につなぐためには、人ベースに頼るだけでなく、持続可能な仕組みづくりが必要不可欠であり、市町村の枠を超えて広域的に連携する取組にも期待したいと存じます。

厳しい物の言い方になりますが、補助金を活用して地元でイベントをやりましょう、そして3回補助を受けたらそこで終わりましょうというような短絡的な取組を増やしても、地域にとってよいことはありません。もちろん、投資効率、経済性の追求だけでなく、地域文化の伝承、地域課題の解決に寄与するものにも活用していただければと存じますが、真の意味で、熊本の未来を切り開く地域の企画やイベントが、その後も定着していくための補助金として活用されていくことを強く望みます。

地域の活性化、にぎわいの創出のためには、地元の若い人などが主体的にムーブメントを起こし

ていくことが重要になります。この補助金の理念を踏まえて、よりよく活用していただけるよう、県が市町村や地域づくり団体等としっかり意思疎通を図っていただくことを、重ねてお願ひ申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時9分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕（拍手）

○松村秀逸君 皆さんこんにちは。22日から代表質問が始まり、本日で一般質問が最後になり、大トリを務めるようになりました、熊本市第一選挙区選出・自由民主党・松村秀逸でございます。

今回で11回目の質問になります。今まで、熊本県の経済発展のため、幹線道路の整備促進、農業問題、少子化問題等を質問してまいりました。今日は、高校教育についても質問いたします。

また、8月10日、11日に、線状降水帯によります大雨によります熊本県下全域の被害がたくさんあっております。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げ、そしてまた、被災に遭われました皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは早速、通告に従い質問に入ります。

熊本都市圏3連絡道路についてお尋ねいたします。

熊本都市圏3連絡道路は、熊本になくてはならない重要な道路であると考えているため、今回で

5回目の質問になります。

熊本市を中心とする交通渋滞の現状は、平均速度及び主要渋滞箇所数が三大都市圏を除く全国政令指定都市の中でワースト1位と数年前より発表され、その後、菊陽町へ半導体企業TSMC進出により、工事車両等も増え、ますます周辺と熊本市を中心とする渋滞が継続しているのが実情でございます。

熊本都市圏においては、慢性的な交通渋滞により、熊本市中心部と九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港などの交通拠点のアクセス性が非常に悪く、市民生活や経済活動に大きな影響を与えております。

こうした熊本都市圏の道路網の現状を踏まえ、熊本県と熊本市は、令和3年6月に作成した熊本県新広域道路交通計画において、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ10分・20分構想を掲げました。

この道路整備を進めることで、今後地域の発展と比例して経済効果も大きく、地域経済の発展につながるものと思います。

また、中九州横断道路も順調に進み、私の地元、仮称熊本北ジャンクションインターチェンジが設置予定の大鳥居町周辺の地権者の方々との土地売買契約も進められているとお聞きしております。協力していただきました皆様方に心より感謝と御礼を申し上げます。

また、仮称熊本北ジャンクションインターチェンジから下硯川インターチェンジまでを結ぶ熊本環状連絡道路の事業化も4月に決定され、10月4日には、中心くい打ち式が開催される運びとなりました。

このように着々と進んでいることに対し、執行部の皆さんをはじめ、国土交通省、そして熊本県

議会、前川会長をはじめとした自民党の熊本県議会九州横断道路建設促進議員連盟の皆様方へ、心より感謝と御札を申し上げます。

そして、10月19日には、熊本西環状道路の花園インターチェンジから池上熊本駅インターチェンジまでの区間が開通となります。この中九州横断道路と熊本西環状道路が全線開通し、熊本駅や熊本港までを結ぶ横軸がつながると、T SMC効果もさらに深まり、熊本の経済の発展に寄与するものと考えます。

そして、中心部の熊本都市圏3連絡道路の事業化になるまでの現在の状況として、住民参加型の道路計画検討の一環で、第1回意見聴取が行われたと聞いております。今後、アンケートの調査結果を整理して、有識者委員会を開催し、委員の意見を踏まえ、ルートの決定等がなされるのですが、熊本都市圏の渋滞は全国一ですので、一日も早い渋滞解消対策として、熊本都市圏3連絡道路の事業化が必要と考えます。

県として十分理解はされておられるることは私も承知しておりますが、国、熊本県、熊本市と協力して、事業化に向けて早急に進めていただきたいと思います。

そのためには、どういう課題があり、今後の進め方として、県はどのように進め、いつ頃ルート決定し、事業化を目指されるのか、亀崎副知事にお尋ねいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本都市圏を取り巻く交通環境は極めて厳しく、渋滞問題は喫緊の課題であると認識しております。

熊本都市圏3連絡道路は、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成することで、熊本市中心部と九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港との確実な結節を図り、都市圏の渋滞緩和や物

流の効率化など、住民生活や産業活動に大きな効果を発揮するものでございます。

こうした大規模な道路計画を策定するに当たりましては、50年後、100年後の将来の熊本を見据え、最も効果的で効率的な計画とすることが極めて重要であり、同時に、県民の皆様の御理解を得ることが不可欠であると考えております。

そのため、現在、国の技術支援を受けながら、県と熊本市が協力し、有識者委員会を設置し、住民参加型の道路計画検討に取り組んでおります。この取組では、住民の皆様の御意見を丁寧に把握しつつ、ルート帯や主な道路構造などの概略計画を決定する手続を進めます。

本年3月には、3連絡道路が果たすべき役割、いわゆる政策目標の案を、暮らし、産業、観光、医療、そして防災、この5つの分野ごとに整理し、有識者委員会にお示しをいたしました。その妥当性を確認するため、5月から8月にかけて、住民や企業、団体などの皆様から広く御意見を伺い、最終的に1万9,000件を超える御意見をいただいたところです。

例えば、都市圏内の移動時間が読めないといった暮らしの不安、物流の効率化が進み、ビジネスの活性化につながるといった産業上の期待、朝夕の渋滞により救急搬送に支障を来しているといった医療上の切実な声など、分野横断的に多くの御意見をいただきました。現在、これらの御意見を政策目標の案に照らしながら、丁寧に分析を進めています。

あわせて、技術的な観点から、3連絡道路がもたらす渋滞緩和効果や地域産業への波及効果、また、工事中や供用後の住民生活や自然環境への影響、さらには、事業費や施工性、構造条件など、仮想的にルートを想定しながら、多角的な視点から様々な技術検討を行っております。加え

まして、早期実現に向け、有料道路制度の活用も検討しているところでございます。

今後は、政策目標や技術的検討を踏まえまして、合理的かつ実現可能な複数のルート帯を設定し、改めて皆様方の御意見を伺うこととしております。その具体的なニーズを把握した上で、有識者の助言も踏まえ、最適なルート帯を決定してまいります。

引き続き、国の絶大な協力をいただきながら、県と熊本市が緊密に連携し、総力を挙げてこれらの検討を進め、早期の事業化につなげてまいります。

熊本都市圏3連絡道路は、熊本都市圏の拠点性を高め、未来の熊本のさらなる発展のために不可欠な道路でございます。待ったなしの課題として認識しております。

県としても、その早期実現に向けまして、強い決意を持って取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 亀崎副知事に答弁をいただきました。

熊本都市圏3連絡道路は、定時性、速達性を兼ね備え、大変重要な道路であるということも県も承知しておられるということで、熊本市と協力して、住民参加型の道路計画に取り組んでいくということでございます。

そして、今までこの地域と一緒にになって、住民参加型の道路、5分野ごとに整理して、そして有識者委員会にお示しし、企業、団体などの皆さんから広く御意見を伺ったということで、1万9,000件の御意見があったと。非常にたくさんの中意見があったということで、この1万9,000件ということは、それだけ住民の皆さん方、県民の皆さん方のこれに対する思いが強いということであろうと私は思っております。

そういうことで、この都市圏道路に対して、しっかりと早くやっていただきたい。そしてまた、有料化で進めたいというお気持ちでございます。私も、最初から有料道路にすることによって、予算を、国と、また地域の金融関係からも融資を受けながら予算を獲得して、早めの完成を目指していただきたいというふうに思います。

今後、副知事も強い決意を持って取り組むという答弁でございました。一日も早いこの事業化に向けて頑張っていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります。

次は、米の価格安定化とWCSの減少による影響についてお尋ねします。

昨年からの令和の米騒動について、なぜ米の価格が急に高くなったのか、テレビ、新聞等の毎日のような報道を見て、改めて、米が本当に高いのか、適正価格とはを考えたところです。

今後、日本国民の主食である米の生産をこれ以上減少しないために、農業者、担い手の皆さんが働きがいのある生産者米価を関係者の皆様と考えていきたいと思い、質問をいたします。

30年前までは、食糧管理法によって、生産者米価と消費者米価により、米の価格を政府が決めていましたが、1995年11月1日、米の生産過剰により同法が廃止され、民間流通を前提とする食糧法が施行されました。

食糧法では、計画流通制度が導入され、当初は、政府が計画する計画流通米と流通が比較的自由な計画外流通米の2種類に分けられました。しかし、2004年には、この計画流通制度が廃止され、より自由な米の流通が確立され、多様なニーズに応じた米の供給が可能になりました。

その間、米の生産調整が行われ、生産量は減少の一途をたどってきました。国民の生活も豊かに

なり、食生活も洋風化し、米の消費量も少なくななる中、米の生産者米価も下がっていきました。約30年前、食糧管理法が廃止された当時、米の相対価格は2万3,800円ほどでした。しかし、米の価格は、食糧管理法が廃止されて以来、数十年間かけて生産原価を割る1万3,000円から1万5,000円前後まで下がり続けました。

昨年は米不足になり、ようやく1995年当時の約2万4,000円程度まで価格が回復し、その間に多くの農家が米作りをやめたり、また、作付を減らしたり、トマトやキュウリ、スイカ、メロン等の施設園芸などに転換していきました。

手が回らなくなった田では、畜産農家や酪農家と連携し、稲WCSを作付する方も多くおられ、約30年の間に、地元で確保できる飼料作物として定着しています。

その結果として、米の作付面積は少なくなり、高齢化による農業者人口の減少も続いています。今後5年、10年後の米を作る担い手である農家を守るためにも、また、耕作放棄地を減らし、田畠を維持するためにも、これ以上米の作付面積を減らすことはできません。

食料安全保障の観点からも、国内で日本人の主食である米を生産し、米不足を解消することが重要であると考えます。

さて、令和の米騒動についてですが、市場価格が上がったことで、やっと米農家の方々の納得がいく価格になりつつあります。しかし、一方で、消費者の皆さん立場からは、急激な米の高騰が家計を直撃しており、やりくりに大分苦労されている方も多いものと思います。

特に、昨年から今年にかけての今回の米騒動は、スーパー等の米不足による急激な価格の高騰を受け、テレビや新聞等の連日の報道となり、逆に衝動買いが進み、米不足に拍車がかかったので

はないかと思います。

これから米政策では、農家が安心して米作りを継続できるように、生産原価を割らずに利益を出せる米価を一般消費者の方々に理解をしていただく必要があり、そのような政策を進めていただきたいと思います。

米の価格が高くなり過ぎて、国民が主食の米を食べなくなてもよくなないし、また、国があまりにも価格を調整して安くしても、生産者の利益の出ない米作りに対する生産意欲がなくなってしまうと考えます。

今回の米騒動では、2004年に自由な米の流通が確立して以来、ようやく米農家にとって少しばかり利益が出るようになった途端、備蓄米を放出することで価格調整をされました。それでも、今年の全国各地の概算金は3万円を超える提示があり、生産者として納得できる価格ではないかと思います。

米の小売価格は、生産者米価に倉庫代や運賃などの流通経費、さらに、精米費用、袋詰め、仲卸等の経費がかかり、最終的に消費者に販売されるスーパー等の価格になりますが、この価格が消費者の皆さんに理解される状況にしていくことが、持続可能な米作りにつながると考えます。

また、災害や有事のための政府の備蓄米の数量は現在100万トンですが、日本国民を守るために、この数量で安心できるか、改めて検討する必要があると考えます。

さらに、この米騒動の影響は、米農家にとどまりません。県内でも、食料米の増産に伴い、WCS等の作付が1,100ヘクタール程度減少することが見込まれていると伺っております。畜産農家や酪農経営への影響が懸念されます。

全国有数の牛乳生産県であります本県として、早期の対策が必要であり、県は、積極的な実態把

握や国策での情報収集に基づくタイムリーな対応策を講じてほしいと考えます。

そこで、農林水産部長にお尋ねします。

第1に、今後の農家の皆さんのが米の生産意欲を持って頑張っていただくために、どのような対策を考えておられるのか、第2に、県として、生産者、消費者の双方が納得できる適正な米価の在り方について、どのような考え方をお持ちで、今後どのように関係機関へ働きかけていかれるのか、第3に、県内でも、食料米の増産に伴い、WCS等の作付が減少することによる本県酪農への影響を県はどのように実態把握され、その対応策をどう講じていかれるのか、農林水産部長に3点お尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、米の生産対策と適正な米価の在り方についてお答えいたします。

主食用米価格の指標となる業者間の相対取引価格は、10数年にわたり、玄米60キログラム当たり1万2,000円から1万6,000円で推移し、生産費を下回る状況が続き、作付面積は減少の一途をたどってきました。

しかし、一昨年からの米不足により2万5,000円程度まで上昇したことから、令和7年の主食用米の作付面積は、前年に比べ約1割増加しております。農家の生産意欲の高まりが見られております。

このようなことから、農家が生産意欲を持つためには、まず米価が適正な水準であることが重要です。そのほか、収量と品質が向上すること、セーフティーネットが充実していることの3点が必要であると認識しております。

まず、1点目の適正な米価については、全国の正確な需要見込み量に基づく生産が価格形成にお

いて重要なことから、国に対して、より詳細な需要情報の提供を要望しております。あわせて、県では、生産費に基づいた適正な価格に対する消費者の理解が深まるよう取り組んでまいります。

2点目の収量と品質の向上については、地球温暖化に対応した高温耐性品種の導入を進めており、「くまさんの輝き」の普及拡大を推進とともに、新たに、収穫時期の早い品種として「にじのきらめき」を導入するなどの生産対策を強化しております。

3点目のセーフティーネットについては、現在、収入保険や農業共済など様々な制度がありますが、米価の下落や気象災害に備えたセーフティーネットの充実が重要であることから、国に対して、支援対象者の拡大など、農家の実情に合った制度となるよう要望するとともに、加入促進を図っております。

県としては、今後も、国や市町村、農業団体と連携し、農家が意欲を持って米の生産ができるよう、総合的に支援してまいります。

次に、稲WCSの作付面積の減少についてです。

本県は、乳用牛飼養頭数が全国第3位、肉用牛第4位と全国屈指の畜産県であり、自給飼料確保に積極的に取り組んでおります。

稲WCSの生産面積は、約9,400ヘクタールと全国1位であり、水田活用の直接支払交付金を活用した耕畜連携による営農体系が定着しております。

議員御指摘のとおり、6月末時点の国の調査結果では、前年と比較して約1,100ヘクタールの面積が減少しており、今後、飼料の確保やコスト増加が懸念されることから、現在、国と連携して、実態を把握する調査に着手しております。

今後とも、酪農畜産経営の安定化を図るため、米の生産動向と国の水田政策の見直しを注視しつつ、トウモロコシの二期作や草地改良など、自給飼料増産に向けた取組を講じてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 農林水産部長に答弁をいただきました。

価格の安定化のために、収量と質の向上、生産原価に基づいた適正な価格に対する消費者の理解が深まるように取り組むという答弁をいただきました。

そしてまた、2点目で、高温耐性品種の「くまさんの輝き」、新たに「にじのきらめき」を導入し、生産対策を強化したいということでございます。よろしくお願ひします。

そしてまた、農家が意欲を持って生産できるよう、総合的に支援をするということでございますので、今後とも引き続きよろしくお願ひします。

そしてまた、3点目、飼料の確保。WCSの減少によって、やはり酪農経営の安定を図るためにも、この生産動向、国の水田政策の見直しを注視しつつ、トウモロコシ二期作や草地改良、自給飼料増産に向けて取り組むということで、酪農経営の皆さん方に対してもしっかりと支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、盛土規制法の宅地開発への影響についてお尋ねいたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、熊本県では、令和7年4月1日から適用されました。

宅地、農地、森林にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する内容であり、規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土、切土だけではなく、残土処分や一時的な土石の堆積についても規制の対象となります。

盛土規制法を制定したきっかけは、令和3年7月の静岡県熱海市での土砂崩れにより、谷の下流域の住宅地に対して大きな被害が発生したのが発端です。

その原因としては、テレビ、新聞等の報道で知る範囲でありますが、過去に山間部で大量の土砂を谷に廃棄処分する盛土工事が行われ、地権者も数名替わり、行政指導も行われたが改善されず、そのままの状態が長期間続いた結果、大雨により盛土の土砂等が崩壊し、谷の下流域にある住宅地へ大量に流れ、死者が発生する大規模な災害になったものと考えます。

これまで、市街地における宅地開発に対しては、熊本市を中心とする市街化区域における1,000平米以上の造成工事など、都市計画法による開発許可の申請が必要であり、熊本県または熊本市の指導の下、規制が行われていました。

この許可は、住宅、工場や店舗などを建築する場合、造成工事が対象となります。宅地に段差があるときには、土留めのために擁壁やブロックによる工事をするのが一般的であると考えますが、許可の中では、建築物、宅地及びその周辺地域の安全を確保するために、基準を満たす所定の擁壁等が必要となり、行政の審査や検査が行われます。私が知る限り、過去に、熊本地震以外で、市街地で開発された宅地造成工事の大きな被害を被るような事案はないのではないかと思います。

そういう中にあって、今回、山間部のみならず、市街地まで一定規模の盛土等を包括的に規制する盛土規制法が施行されました。国民の生命と財産を保護し、安全、安心を確保するために、厳しい規制や違法行為を処罰する法整備が必要なことは理解できます。

しかし、一方で、市街地における宅地造成の開発行為まで一律に厳しい規制をかけることで、事

業者にとって書類作成や打合せに要する時間や労力がこれまで以上に必要となり、負担が増加しているなど、様々な影響が生じているのではないかと思います。

法の適用から半年が経過し、許可事務を担当する県においては、宅地開発における運用上の課題が見えてきていると思います。現在どのような課題があるのか、そしてまた、その課題にどのように対応していくのか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 盛土規制法の宅地開発における運用上の課題とその対応についてお答えします。

盛土規制法は、盛土等による災害から国民の生命、財産を守るため、建設工事の残土処分や宅地開発の造成工事など、盛土等の行為を幅広く規制対象とする法律です。

県では、法の運用開始に当たり、許可対象となる盛土等の規模や安全性に関する基準、申請書類の作成方法等について、関係団体へ周知するとともに、振興局単位での講習会を開催するなど、事業者に対して説明を行ってきました。

しかしながら、実際に運用を開始すると、宅地開発を行う事業者の方々から、提出する書類の数が多く、作成や手続に時間と労力を要している、また、法に定める技術基準が複雑で理解が難しいといった御意見がありました。

そのため、県としても、事業者の負担軽減と理解促進が課題であると認識し、現在、さらなる対応について検討を進めているところです。

負担軽減に向けては、盛土等の面積や高さなど、工事の規模に応じて一部の書類の簡素化を図るとともに、オンライン相談や電子メールでの修正図面の受理など、相談や申請手続の改善に取り

組んでいきます。

また、理解促進に向けては、宅地建物取引業や建設業など、業種に応じた個別説明や意見交換を行うとともに、九州各県や熊本市とも連携して、技術基準を図解入りで分かりやすく解説する資料の作成に取り組んでいます。

今後も、盛土等の安全確保に向けて、関係機関や関係団体とも情報共有や意見交換を行いながら、法の適正かつ円滑な運用に努めてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。

事業者の皆さんからも、書類の数が多く、作成や手続に時間と労力を要しているということで、技術的な基準が非常に複雑で、理解が難しいとか、そういう意見があつていているということでございました。

今後、負担の軽減と理解促進が課題と認識し、さらに対応の検討を進めていくということで、一部書類の簡素化、オンライン等の相談、電子メールでの図面修正に対して手続の改善に取り組むということをございました。

盛土規制法は、500平米を超える宅地造成について、基本30センチを超える段差を生じる場合、規制がかかるということであり、熊本市と熊本県がちょっと違うんですね。国は500平米、30センチとしてありますので、熊本市は30センチでそのまま運用されております。ただし、県においては、その辺をやはり理解されて、30センチを1メーターということで設定していただいて、これは、各都道府県、政令都市等で、それを自分のところでできるというところで、県は大変そういうのを改善していただいたわけです。

ところが、一方で、私は熊本市に住んでおりま

す関係で、熊本市のほうでは、それが現在30センチにされるということで、やはり同じ熊本でもそういう違いがあると、非常に事業者の皆さん方混乱されておる。それをできれば一つにしていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、今、県としては、熊本県、そしてまた周辺その他と一緒にそれを進めていきたいというお話をいただきましたので、ぜひ、熊本市また他県とも比較して資料を整理していただいて、同じ条件で進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、動物愛護センターの現状と産業動物診療獣医師不足についてお尋ねいたします。

熊本県は「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を目指し、その拠点となる新しい動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本が令和6年3月にオープンしました。

県産材のぬくもりを感じる建物は、保護される犬と猫と新しい飼い主との出会いの場であるとともに、しつけの仕方、子供への命の教育等を通じて、広く動物愛護の啓発を進めており、人と動物が共生する熊本を目指しております。

これは、せんだって、代表質問で内野先生も同じような質問をされております。

具体的には、保護犬猫のお世話体験等を通じて動物愛護精神を養う動物愛護センターお仕事体験の開催、マイクロチップの普及啓発、保護犬猫の順化しつけトレーニングなど、多くの事業を実施されています。

さらに、地域猫活動を推進する中で、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術、令和6年度は1,000頭実施し、今年度は1,400頭を目指すと聞いており、日々御尽力いただいている獣医師の方や職員の献身的な努力のたまものであると思います。

このように、アニマルフレンズ熊本が県民の期

待と要望にお応えするべく努力されておられます
が、多頭飼育崩壊などにより、日常的に保護犬猫
の頭数が収容能力を超えていきます。さらには、様
々な苦情や相談への対応、注目度が高いがゆえ
に、視察、研修の対応等、キャパオーバーの状態
であります。

私も監査委員として現場に出向きましたが、特
に、獣医師や愛玩動物看護師の確保に苦慮され、
事務職員の数も不足している様子が見受けられ、
時間外勤務の常態化や過重労働の問題が出てきて
いるようでした。

また、熊本県の畜産を担う産業動物獣医師につ
いても、公務員獣医師同様、不足しているとい
う話を団体から聞いております。

熊本県としても、獣医師確保のため、年間1人
当たり、国立大学で120万円、私立大学で216万円
の修学資金給付事業があり、産業動物診療獣医師
や熊本県庁への就業を後押ししている事業である
とお聞きしており、県としても、しっかり対策を
取っておられます。

しかし、新卒獣医師は毎年約1,000人卒業して
いますが、その就業状況は、農林水産省の公表
で、令和7年9月によると、45%が小動物診療に
就業し、一方、約11%が公務員獣医師、約12%が
産業動物獣医師に就業している状況であり、小動
物獣医師よりも少なくなっています。

そういう現状の中、動物愛護の立場から、動物
愛護センターの今後の運営について、また、公務
員獣医師や産業動物獣医師への成り手が少なく、
不足していると思いますが、今後どのようにして
家畜防疫体制や公衆衛生等に必要不可欠な公務員
獣医師及び産業動物獣医師の確保をしていかれる
のか、竹内副知事にお尋ねいたします。

[副知事竹内信義君登壇]

○副知事(竹内信義君) 2点御質問をいただきま

した。

まず、1点目の動物愛護センターの現状についてお答えいたします。

センターは、開所して約1年半が経過し、動物愛護団体等と連携したイベントやお仕事体験会の開催など、新たな取組によりまして、これまでに約1万の方に御来場いただいております。一方で、議員御指摘のとおり、多頭飼育崩壊への対応などにより、犬猫ともに収容能力を超えることが少なくありません。

これに加えまして、大型犬の逃走や預かり猫の大量死問題など、最優先で対応しなければならない突発的事案も複数発生しております。このような事案への対応や再発防止には、丁寧な対応が必要であり、多大な時間を要するため、センター職員の業務負担も大幅に増加いたします。そのため、状況に応じまして、本庁から業務支援を行うことにより対応しているところでございます。

また、多頭飼育問題や適正飼育に係る周知啓発の強化や飼い主のいない猫の避妊・去勢手術などを実施することで、犬猫の収容頭数の縮減につなげております。これらの取組は、苦情相談件数や突発的事案の削減につながり、結果として職員の負担軽減にも寄与すると考えております。

これからも、センターが持つ機能を最大限發揮できるよう、業務負担の軽減も図りながら、動物愛護の推進に取り組んでまいります。

次に、2点目の公務員獣医師や産業動物獣医師不足への対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、保健所や食肉衛生検査所、家畜保健衛生所などで勤務いたします公務員獣医師は、近年欠員が常態化しており、県の獣医師職員OB等を会計年度任用職員として任用することで、その業務を支えている状況にございます。

また、公務員獣医師以外にも、牛、豚などの大家畜を診療する産業動物獣医師につきましても、高齢化などにより、将来的に不足することが懸念されております。

熊本県の畜産振興と食の安全、安心を確保する上で、公務員獣医師や産業動物獣医師は欠かせない存在であり、その確保は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、平成28年度から、国の事業を活用いたしました獣医師確保修学資金給付事業による学費支援に取り組みまして、これまでに12名が公務員獣医師として、また、10名が産業動物獣医師として県内で就業するなどの成果を得ております。さらなる改善が図られるよう、国に対して、本事業の拡充に向けた十分な財源の確保も要望しております。

また、県の獣医師につきましても、昨年度から、通年募集といたしまして受験機会を増やしますとともに、今年度から、初任給調整手当を月額4万6,800円から6万円に引き上げるなどの処遇改善にも取り組んでおります。

さらに、若い世代に将来職業として公務員獣医師や産業動物獣医師を選んでもらえるよう、小学生や高校生に向けて、公務員獣医師等の魅力発信のための動画の作成や職場体験のインターンシップ、就職前のリクルート、高校の授業を活用いたしました出前講座の実施など、人材確保のための教育、広報活動も強化しているところでございます。

今後とも、熊本県の畜産振興と食の安全、安心を支える公務員獣医師や産業動物獣医師の確保に向けまして、着実に取組を進めてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 竹内副知事に答弁をいただきました。

多頭飼育の崩壊によるセンターの収容能力、これについても、開所から1年半でございますので、こういうこと、大きな問題であるということを承知されておるようでございます。今後、労働時間を減少させるため、本庁から支援をしながら対処していくということでございます。

また、動物愛護を推進し、取り組むということでございます。今後ともよろしくお願ひします。

そしてまた、獣医師不足については、受験機会を増やして、今年度から初任給月額6万円を増やしていただき、待遇改善に取り組んでおられるということ、また、10名、12名増えたということでございますので、今後ともよろしくお願ひします。

獣医師不足については、できれば、農業大学等、できるだけ獣医師学科の新設とか、または、枠を広げて、今1,000名程度の卒業生ということでございますので、1,100名とか増やすことによって、国に働きかけることも必要であろうかなというふうに私は思うところでございます。

今後起こり得る動物の感染症が増えているようで、最近、猫犬等を媒介してマダニによるSFTS感染で亡くなった獣医師さんや、また、犬猫飼い主さんもおられるということでございます。今後の鳥インフルや、また、豚熱等も発生する可能性がありますので、できるだけ安全、安心できる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

そして、続きまして、県立高校の魅力化について、また、充実化についてお尋ねいたします。

まず初めに、県立高校の施設、設備の整備についてお尋ねします。

県下の県立普通高校、専門高校等では、各高校の魅力化のために、教育長はじめ各教職員の皆さんが頑張っておられることは承知しております

が、残念ながら、毎年の出生数の減少による少子化の影響で、郡部の高校においては、大幅な定員割れになっているようです。

一方で、地域と高校の協力により、魅力化を十分に發揮でき、定員を満たしているところもあります。定員割れしている高校においては、地域の特徴等を生かした教育に力を入れるとか、県外からも幅広く生徒の募集に力を入れたりとか、さらに、卒業後の進路確保に力を入れる等、先生方も努力されておられるようです。

今後、これ以上入学生が減少し、閉校になるようになつては、地方創生という面からも影響が大きいと思います。それにより、郡部はますます人口減少に拍車がかかり、地域活性化に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。

そして、来年より、国の指導の下、教育無償化になるとのことです。これにより、今後私立高校へ入学する生徒が増え、県立高校に入学する生徒が減少するのではないかと危惧するところです。

特に、私立高校と県立高校の違いは、施設、設備等で県立高校が明らかに劣っていることだと思います。今後、高校の魅力化と併せて、県立高校の施設や設備を改善することも大事であろうと考えます。

体育施設の充実化を図るために、例えば、体育館の空調設備を整備したり、県立高校に通う女子生徒の親から要望が多いトイレの洋式化等が必要であり、また、最近は、時代が変わったのか、通り魔的犯罪も増え、防犯面にも力を入れる必要があると考えます。防犯カメラは学校の玄関等にはあるようですが、正門や周辺道路にも今後は必要であると考えます。熊本県警とも連携し、学校内外、生徒の通学路も含めて、安全対策に十分対応していただきたいと思います。

以上のようなことをやることは、言うのは簡単

ですが、何はともあれ、お金のかかることです。厳しい予算の中、財源をどう確保するのか、大変重要であります。

そこで、県立高校の施設、設備等の充実化について、今後早急にやるべきと考えますが、いかがお考えか、教育長にお尋ねいたします。

次に、県立高校における食を生かした専門教育の魅力化についてお尋ねいたします。

県立高校の魅力化をどうするかを考えますと、木村県政では、特に食のみやこ熊本県の推進に力を入れておられます。その中の農林畜産業の分野では、親元就農による担い手育成や担い手確保の推進、高付加価値化実現のため、良質な農林畜水産資源の生産を目指す対策の強化を行っています。

また、販路拡大のため輸出にも力を入れておられ、先日の新聞の報道では、海外輸出額が過去最高の151億円となり、牛肉の輸出額は、対前年度で40%、酒、菓子等の加工食品の輸出額も、対前年度で43%増えました。

日本食への関心の高まり、TSMC効果による人的交流の拡大によるものと考えます。

日本食への関心の高まりで言いますと、最近は、海外からの旅行客も増えており、旅行客は、日本のすしや和食を食べたい等の希望を持って来日される方も多い。日本の食文化に大変興味を持たれており、そして、和食はユネスコ無形文化遺産に登録されて、和食が国際的な評価が高くなつて以来、日本の伝統的な食文化の魅力が世界中で注目されています。

和食は、バランスの取れた食材の組合せ、美しい盛りつけ、そして季節の素材へのこだわりを特徴とした、その独自性と高い品質、そして、何より健康志向を満たす食事であることが人気の要因と考えます。

和食は、新鮮な食材、バランスの取れた食事、控えめな調味料等、健康的な食事スタイルを提供します。世界各国で日本料理店が増加し、和食のレストランや食文化イベントが開催される等、和食文化の人気は着実に広がっています。

このような和食の国際的な評価は、日本の食文化の一翼を担い、観光や外交の面でも大きな影響力を持っています。また、日本人シェフや和食の技術を学ぶための専門学校が設立され、国外での和食教室や体験プログラムが盛んに行われるところです。

和食は、日本が世界に誇る文化財であり、日本伝統や価値観を象徴する存在です。このような世界的評価の中で、特に力を入れるべきは、和食やすしを調理する人を育成することだと思います。

高校授業料無償化の動きなどを見ると、県立高校の将来への危機感を増してくると同時に、さらなる魅力化に全力で取り組む必要があります。

例えば、この日本が誇る和食文化を高校の学びに取り入れるなど、専門的で魅力的な学びを県立高校で実施することはできないものでしょうか。この日本が誇る和食文化を高校の学びに取り入れるなどした専門的で魅力的な学びを県立高校で実施することを、魅力化に向けて検討していただくことは、価値があるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

食を生かした県立高校の魅力づくりについて、教育長はどういうお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) 県立高校の施設、設備の整備についてお答えします。

県立学校の主な施設は、約半数が築後40年を超え、老朽化が進行しており、今後これらの施設が一斉に改築の時期を迎えるとしています。

このため、中長期的に施設、設備に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、魅力ある学校施設の整備を計画的に実施することを目的として、令和3年3月に、熊本県立学校施設長寿命化プランを策定いたしました。このプランに基づき、県立高校においては、地方財政措置も踏まえながら、改修事業を計画的に行っています。

議員御指摘のトイレ、空調、防犯対策など、県立高校の施設、設備の充実は重要であると認識しており、限られた予算を有効活用する中で、生徒の使用が多い部分から優先的に整備を進めるなど、様々な工夫を行っているところです。

このうち、トイレにつきましては、全生徒が利用し、要望も多いことから、昨年度末の時点で約6割のトイレを洋式化しており、今後さらに整備を進めてまいります。

空調につきましては、既に全ての普通教室において整備済みであり、現在、理科教室等の特別教室や専門学科の実習室等の整備を進めています。

大空間である体育館においては、断熱性能が確保されていないなど、構造上の理由から、設置費だけではなく、光熱費等のランニングコストが高額となることが課題となっています。また、公立高校における空調整備に関しては、国庫補助の対象外となっています。このため、国に対し、引き続き、補助対象化やランニングコストを含めた地方財政措置を要望してまいります。

加えて、このプランとは別に、段差解消など小規模な工事については、個別の学校のニーズを踏まえ、学校で発注可能な範囲内において早急に対応するなど、環境改善に努めているところです。

次に、学校内外の安全対策につきましては、これまでも、学校等警察連絡協議会や国土交通省、県警察本部等が参加する通学路に関する連絡会等

において、各地域の実情を踏まえ、それぞれの役割に応じて対策を行っております。

今後は、防犯カメラの設置も含めて、関係機関との協議を行うなど、さらなる安全対策の充実に取り組んでまいります。

今後とも、学校施設を充実する整備を加速するため、国の支援を引き続き要望していくなど、あらゆる可能性を探りながら、子供たちの教育環境整備に向け、着実に取り組んでまいります。

次に、食を生かした県立高校の魅力化についてお答えします。

県教育委員会では、特色ある学校、学科をグループ化し、全ての県立高校を熊本スーパーハイスクールと位置づけ、魅力化に取り組んでいます。

議員御指摘の和食文化を県立高校の学びに取り入れることについては、現在、探求的な学びを通して、専門高校の家庭科や農業科だけではなく、普通科や商業科など多くの県立高校で、食を生かした取組を行っています。

例えば、松橋高校では、道の駅と連携し、地元食材を生かした和風駅弁作り、鹿本商工高校では、地元ラーメン店と協働して、地元の塩こうじを活用した新商品の開発に取り組むほか、山鹿地域の3つの県立高校では、日本遺産に認定された菊池川流域における肥後古代米の復活栽培や日本酒製造など、農業と和食文化の歴史を探求する多様な取組が行われています。

和食文化は、日本が誇る文化遺産であり、日本の豊かな自然環境や歴史等に基づいて形成、継承されてきたものです。議員御提案の食を教育活動に生かすことは、生徒にとって地域理解の糸口となり、地域と学校のつながりを深める契機となるものと考えています。

そのためには、まずは、地元食材の開発、PRのほか、その食材を活用した調理研究や食材等の

商品開発、販売化など、地元自治体や企業との連携が不可欠です。

今後は、県立高校を中心に、地元自治体や飲食業組合等と意見交換を行い、小中学生や世界の若者の心を引きつける学びであるかを把握するとともに、農林水産部等関係部局と連携し、地域の和食文化の継承や研究を行うなど、食を生かした県立高校のさらなる魅力づくりに取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 教育長に答弁いただきまして、ありがとうございました。

私立高校との差があります設備等については、今後進めていく、特にトイレについては、6割の現状をまた洋式化していくということでござります。

ただ、体育館施設、非常に、地球温暖化で、熱中症等も増えている中で、体育館での授業等にも影響するということで、やはりこういう施設に対するランニングコストが高くなつて、予算的にできないということでございます。

ただ、やりようでは、地下の空気を、エアを送るという形で2度ぐらい落ちるんじやないかと、そういう費用のかからないやり方もありますので、エアコンをつけるということではなくて、地下からのエアを回すという方法もあると思うんですね。そういう費用のかからないやり方でしていただければ、多少は温度を下げることができるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

それと、施設は、国が一方的に授業料を無料にしたわけでございますので、やはり国の補助がないということでございますので、国に対してしっかり予算要望もしていただきたいというのをお願い申し上げます。

やはり、県が無償にしたわけじゃなくて、国が地方の予算を考えんでしたんじやないかなと私は思います。ぜひ、国の責任の下に、そういう設備の予算化を進めていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、魅力化については、食の魅力化、和食文化をしっかりと増やしていただきたい。和食はやはり健康にいいんだろうと思います。やはり、世界一の長寿命国をつくった日本の食事というのいいと思います。

私自身も、玄米、菜食で、30数年前に潰瘍性大腸炎を食事療法で治したということで、今こうやって健康に過ごしているのもやはり食であります。食をしっかりと生かしていただいて、健康寿命、知事の申される日本一長寿命化に向けて頑張っていただければというふうに思います。

今日、少し時間が足りないと思って早口で言いました。早口で、今度は早く終わりましたけれども、以上で11回目の質問——道路——そしてまた、こういう人手不足がよく今回出てきましたけれども、人手不足の原因は、少子化が一番大きいと思うんですね。少子化対策、やはり子供の出生数をしっかりと増やしていくために、やはり人手不足はそこが原点だろうと思いますので、皆さんとともに子供をたくさん産み育てられるよう、そういう地域社会でありますよう、つくっていかなければというふうに思います。

今後とも、熊本県の発展のため、皆さんとともにしっかりと頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長(高野洋介君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第36号まで等に対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

知事提出議案の上程(第58号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。知事提出議案第58号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第58号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第58号を議題といたします。

第58号 令和7年度熊本県一般会計補正予算
(第6号)

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算については、8月10日からの大雨による災害への対応として、各種施設の本格復旧などに向けた経費や熊本県立大学における半導体関連の新たな学部の設置のために必要な施設の設計に係る経費など、501億円を計上しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせ

550億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,176億円となります。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これら議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案第58号に対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで及び第58号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第36号までにつきましては、さきに配付の令和7年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第58号につきましては、さきに配付の同一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第4 請願の委員会付託

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、今期定期会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程(第59号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。知事提出議案第59号から第61号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第59号から第61号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第59号から第61号までを一括して議題といたします。

第59号 教育委員会委員の任命について

第60号 公安委員会委員の任命について

第61号 収用委員会委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

29日は、議案調査のため、30日は、各特別委員会開会のため、10月1日から3日までは、各常任委員会開会のため、6日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、29日から10月3日まで及び6日は、休会することに決定いたしました。

なお、27日、28日、10月4日及び5日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る10月7日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時13分散会

